

また、児童扶養手当等につきましては、年金額の引き上げに準じて額の改定を行うとともに、その支給対象となる児童の年齢要件の改善等を行うこととしております。

以上が国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨でございますが、衆議院において、在職者老齢年金の支給停止の基準額を二十万円から二十二一万円に改めること、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金と雇用保険法による失業給付及び高年齢雇用継続給付との調整の実施時期を平成十年四月からとすること、永住帰國した中国残留邦人等に対する特例措置を講ずること、基礎年金の国庫負担割合の引き上げに係る検討規定を置くこと等を内容とする修正が行われております。

○議長(原文兵衛君)　武村大蔵大臣曰。
〔國務大臣武村正義君登壇、拍手〕
○國務大臣(武村正義君)　ただいま議題となりました國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。
この法律案は、二十一世紀の活力ある長寿社会に向けて、国家公務員等共済組合法の年金に付けるとして、公務員制度の一環としての役割等に配慮しながら、公的年金制度の一元化を展望し、基本上的に厚生年金保険の見直しと同様の措置を講ずるものであります。

第一に、六十歳代前半の国家公務員の退職共済年金につきましては、その年金の額を職域部分含む報酬比例部分相当額とし、平成十三年度から二十五年度にかけて現行の仕組みから段階的に見直すこととしたものです。

職共済年金と遺族共済年金の併給調整の改善等を行ふとともに、新たに期末手当等を対象として特別掛金を徴収することとしております。

第三に、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合に対しましては、平成七年度以降の両共済組合の財政事情等を勘案し、被用者年金制度間調整事業による財政支援の前提として行われている自助努力の一環として、標準報酬の再評価の取り扱いにつき所要の特例措置を講ずることとしております。

以上、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

なお、本法律案は、在職中に支給する退職共済年金等と給与との併給調整の基準となる額及び退職共済年金と雇用保険法による給付との併給調整の実施時期等の規定について衆議院におきまして修正がなされておりままでの、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 大河原農林水産大臣。

〔國務大臣大河原太一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(大河原太一郎君) ただいま議題となりました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、本格的な高齢・少子社会の到来を目前に控えており、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度を将来にわたり描ききらないものとしていくことが要請されています。

このような状況を踏まえ、政府といたしましては、他の公的年金制度と同様に、農林漁業団体職員共済組合制度全般にわたり必要な見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、六十歳代前半の退職共済年金につきま

しては、その年金の額を給与比例相当部分とし、平成十三年度から平成二十五年度にかけて現行の仕組みから段階的に切りかえることとしておりまます。さらに、在職支給制度について雇用促進的な仕組みとなるよう改善を図るとともに、雇用保険法による給付との調整を行うこととしております。

第二に、年金額につきましては、定額部分の額を引き上げるとともに、給与比例部分につきましては、現役世代との均衡に配慮し、再評価の方法を実質的賃金の上昇率に応じたものに改め、年金額を引き上げることとしております。

このほか、退職共済年金と遺族共済年金との併給調整の改善、育児休業期間中の掛金の免除等、所要の措置を講ずることとしております。

以上、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

なお、本法律案につきましては、在職中に支給する退職共済年金等と給与との調整の基準となる額及び退職共済年金と雇用保険法による給付との調整の実施時期並びに施行期日等の規定について衆議院におきまして所要の修正がなされておりままでの、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 与謝野文部大臣。

〔國務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕

○國務大臣(与謝野馨君) 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合の給付については、国保つことを本旨とし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、最近における社会経済情勢にかんがみ、長期給付について、公的年金制度共通の措置として、厚生年金及び国家公務員等共済組合に倣った措置を講じる等、所要の改正を行うことと

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の上下限を引き上げること、第二に、育児休業中の組合員について当該組合員が負担すべき掛け金を免除すること、第三に、長期給付に要する費用に充てるため新たに賞与等を標準として特別掛け金を徴収すること、第四に、年金額の改善を図るために年金額の算定の基礎となる標準給与の月額についていわゆる再評価を行うこととしたしております。

また、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案における六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金の見直し等の措置については、これらの措置に関する国家公務員等共済組合法の規定を準用することにより、私立学校教職員共済組合においても同様の措置を講じることとしております。

最後に、この法律の施行日は平成六年十月一日といたしておりますが、育児休業者に係る掛け金の免除及び賞与等に係る特別掛け金の徴収については平成七年四月一日としております。

政府といいたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。が、衆議院におきまして、退職共済年金と雇用保険法による基本手当等との調整の実施時期を平成十年度に繰り延べるとともに、施行期日等について所要の修正が行われております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

官 報 (号 外)

して、雇用と年金のあり方を人生八十年時代にふさわしいものとすること、さらに、地方公務員共済年金制度を長期的に安定させることを基本的な視点として、地方公務員共済年金制度全般にわたる必要性を見直しを行おうとするものであります。以下、改正内容の大要を申し上げます。

第一に、六十歳代前半の退職共済年金につきましては、その年金の額を給料比例部分相当額とし、一般職員については平成十三年度から二十五年度にかけて、特定の警察・消防職員については平成十九年度から三十一年度にかけて、現行の仕組みから段階的に切りかえることとしておりま

○勝木健司君 私は、新綠風会を代表いたしまして、国民年金法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

り、二十一世紀前半には世界でもいまだ経験のない本格的な少子・高齢社会を迎えることが予想されております。このよくな中にありますて、国民が生涯を通じて心豊かに安心して活力を持って暮らしていく福社社会を実現することが重要であります。

まさに私どもの役目は長期的視点に立って国民の期待にこたえられるような施策を充実させていくことであろうと考えております。今回の年金法の改正は、ゴールドプラン、エンゼルプランと相まって福祉社会の根幹をなすものと認識いたしておりますが、そうした観点に立って何点か質問をさせていただきます。

まず第一に、将来の福祉ビジョンについてお伺いいたします。

く、単に消費税率の引き上げと申しわけ程度の福祉予算の確保が盛り込まれているだけではないのかとの感想を持っております。理念もビジョンもない、いわばつまはぎだらけの税制改革となつたことは甚だ遺憾であり、将来どういった福祉社会を

を実現していくのか、それを支える国民全体の公平な負担とは何なのかというような根本的な問題の解決を先送りしただけではないのかとも思えるわけであります。そこで、まず国民の前に将来の

福祉ビジョンを明らかにしていただきたい。總理と厚生大臣の御認識をお伺いいたします。
第二に、国庫負担率についてお伺いいたします。

人生八十年時代の高齢化社会にふさわしい年金制度の確立のためには、増大する年金給付額の安定的財源確保が急務であります。

衆議院におきまして、在職老齢年金の併給調整

額の水準の引き上げや失業給付等の実施時期の延長、中国残留邦人の年金の取り扱いなどの修正が加えられました。しかしながら、労働者の実収入が横ばいないしは減少するという厳しい社会情勢の中で、今回の年金の掛金のアップに加え、新たにボーナスよりも一%徴収が、また、凍結した公料金の値上げを解除したり消費税率の引き上げなど、国民の負担ばかりを担保としてまいったことを考えますと、年金につきましては国庫負担率を当然二分の一に引き上げていくことを明確に盛り込むべきではないのか、このことがこの参議院での年金法案の審議における最重要課題であると考えております。総理並びに厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

また、税と保険料とのバランスをどのように図っていくのか、中長期的課題として今後も引き続き国民の合意を得るために当然議論を進めていかなければなりません。

私ども将来の財源確保の問題については当然責任を持って取り組むものであります。果たして税金のむだ遣いは根絶されたのか、不公平税制は正しく徹底して行われておるのか、行政改革は一体どこまで本気で取り組まれるおつもりなのか、政府にはまだまだ汗をかいて努力すれば財源があるのではないか等、こうした疑問もあるわけであります。今後の年金財政のあり方について総理の御認識をお伺いいたします。

第三に、年金の支給開始年齢の引き上げと雇用の連携についてお伺いいたします。

今回の改正案は、本格的年金の支給開始年齢を六十五歳に引き上げ、六十歳代前半は多様な雇用形態を前提とした給付体系となっており、働きたい人が働ける社会の構築、人生八十年時代にふさわしい雇用環境の形成が前提となっております。

企業の雇用管理状況を見ますと、定年を六十歳以上とする企業の割合は平成元年の六二%から本年には八四%と、多くの企業において定年年齢六十年以上がほぼ定着をしつつあります。しかし、

その一方では、定年前の早期退職優遇制度が急速に普及しつつあり、そのときの景気動向と相まちまして定年年齢の空洞化が見受けられます。また、定年後の措置として、勤務延長制度、再雇用制度を有している定年六十歳以上の企業の割合は平成元年の六六%から本年は六九%と横ばい、それほど制度が浸透していないのが現状であります。

このような不安定な状況の中で、将来を予見をして本格的年金の支給開始年齢を引き上げて、六十歳代前半の人は一体どうやって生活を支えていくのか、本当に働くことを希望する人全員が働ける六十五歳現役社会が構築をされていくのか。その意味では、今回の年金改正の成否はまさに六十歳代前半の雇用の確保にかかっているわけであります。

労働省も、さきの百二十九国会におきましたて雇用保険法と高齢者雇用安定法を改正して高齢者の雇用確保を打ち出しておりますが、両法案の改正により高齢者雇用が果たしてどの程度の実効性があるのか。政府は、少なくとも希望をすればだれでも六十五歳まで働くようになる高年齢者雇用ビジョンといったものを国民の前に示す必要があるのではないか。総理並びに労働大臣の御見解を

本当に安心して信頼できる年金であるために
は、働きたくないとも働けないといった状況に置かれ
ている人々への配慮が十分になされる必要がある
と考えております。

衆議院では、次期財政計算時までに十分な検討を行い必要な措置を講ずるとの附帯決議がなされました。特例措置の対象は年金四十五年以上の加入者並びに障害者等級三級以上の障害者となっております。例えば、障害者ではないが病気やけ

がで働けなくなつた人、家族の介護のために働けないといった人は一体どうしたらいいのか。こういった人たちには満額支給の道を開くべきではないのか、そのための何らかの認定制度の創設なり

平成六年十月二十八日 参議院会議録第五号

国民年金法等の一部を改正する法律案、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四

の工夫をすべきではないかと考えるものであります。厚生大臣のお考へをお伺いいたしました。

第四に、少子化対策についてお伺いいたしました。年金制度は、人口の将来見通しや経済情勢の変化等々をもとに、年金の収支が長期的に均衡しているか五年ごとに財政再計算を行っておりますが、特に我が国の出生率は平成五年に一・四六となり、人口の減少を招かないために必要とされる二・〇八を昭和五十年に下回ってから、現在も大きく下回り続けております。

こうした少子化の進行に伴い、日本の総人口は二〇一一年をピークに減少し、しかも並行して超高齢化が進むと予測されておりますので、このことが後々の世代の負担額が増加していくことなどが原因となっておるわけであります。

このためにも、エンゼルプランをただ単にプレリュードで終わらせるのではなく、本格的にエンゼルプランとして推し進め、少子化に歯止めをかけなくてはなりません。しかし、エンゼルプランについてはゴールドプランと比べまして具体的な施策、目標、さらには年次計画、総事業費といった全貌が見えてこないのが現状であります。

総合的なエンゼルプランを実現するとのことで、政府としてエンゼルプランを閣議決定するなどの対応をとる関係閣僚会議を設置するなどして、厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

第五に、公的介護保険についてお伺いいたしました。

社会保障制度審議会の報告では、公的介護保険の導入を提言いたしております。介護問題は早急に解決をしなければならない課題であり、新ゴーランドプランはこうした介護の基盤整備であり、まず介護サービスの供給体制を整え、仕組みをつくっていくことが先決であるとかと見えます。その上で介護保険の導入といったことが当然議論されるものであります。この財源については

どのようにお考へになつておられるのか、お伺いをいたします。

また、介護問題が深刻化する中、家族の介護を行つた労働者が介護のために仕事をやめざるを得ない状況も発生をいたしております。こうした中、

早急に介護休業制度を法制化していく必要があると考えますが、労働大臣にお伺いいたします。

第六に、年金制度の一元化についてお伺いいたしました。

政府は、昭和五十九年の閣議決定において、平成七年度をめどに公的年金の一元化を完了させる

ことを決めております。関係閣僚会議のもとで開催された公的年金の一元化に関する懇談会では、この秋をめどに結論をまとめるといった予定で審議が進んでおりますが、平成七年度までに

結果として一元化の議論が十分にできる時間的な余裕がないのではないかといった危惧もあり、ま

た、専門家だけの意見交換などとまらず情報を公

開しながら国民の納得を得られる結論を出すべき

見をお伺いいたします。

最後に、年金未加入者の問題についてお伺いいたします。

社会保険庁が去る八月にまとめました平成四

度公的年金加入状況等調査結果によりますと、第一号被保険者の未加入者は約百九十三万人、第三

号未届け者が約四十三万人、その他の未加入者が百十一万人もいることが明らかにされておりま

す。国民年金といながら未加入者がこれほど

いるというのは、驚きと言えるのではないでしょ

うか。まさに年金制度の空洞化をもたらしかねない問題であります。

厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

国民年金の未加入・未納者対策は国民皆年金と

いう年金制度の根幹にかかる問題であるだけ

に、特に低所得層が年金制度から脱落しないよ

う、国民の理解あるいは制度の見直しにも積極

的取り組んでいただきたいと考えております。

厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

厚生年金制度が発足して五十年余り、また国民年金制度が発足し国民皆年金制度となりまして三十年余りが経過をいたしております。年金制度は、保険料を拠出する現役世代にとりましても、また年金を受給する高齢者世代にとりましても、生活に密着した大事な制度でありますので、この改正に当たっては国民が納得できるよう明確な理念を示し、かつ十分な審議がなされる必要があろうかと考えます。村山総理と厚生大臣の御所見をお伺いいたし、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)

○国務大臣(村山富市君) 勝木議員の質問にお答え申し上げますが、第一の質問は福祉ビジョンについてのお尋ねでございます。

今回の税制改革の中で見直し条項を入れてありますけれども、この見直し条項も踏まえながら、今後、新ゴールドプラン、エンゼルプラン等々の内容について今詰めを早めるべく努力をいたしております。

年金や医療等が今後どういうふうに推移していくのか、その自然増等も見きわめながら、その財源措置をどうしていくかといった社会保障全体像について私は明らかにしていく必要があると存じます。

こうありますが、できるだけ早く詰めを行つて皆様方の前にも明らかにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、年金についての国庫負担率二分の一

引き上げについてのお尋ねがございましたが、これは衆議院段階で御審議をされておるなかで衆議院の意思として附帯決議の中に盛り込まれてお

るというふうに私は受けとめております。

ただ、皆さん御心配のように、今一番大事なこ

とは、先ほども御質問の中にございましたが、國民年金の未納者がふえていく、これはやはり、掛

かるような社会的条件というものを整備していく

施策の優先順位等も厳正に行つ中から、できるだけ行政改革が推進されるよう努めをしてまい

りたいというふうに考えているところでございま

す。

それから、高齢者雇用の促進についてのお尋ね

でございましたが、これは、できるだけ二十一世紀の初頭ぐらいために六十五歳まで現役として働

経費について制度の根本にさかのぼった見直しや

施策の優先順位等も厳正に行つ中から、できるだ

け行政改革が推進されるよう努めをしてまい

りたいというふうに考えているところでございま

す。

ついでにいたしまして、今後とも、あらゆる

政策には努力をしていかなければならぬというふうに思つておるところでござります。

いざれにいたしまして、今後とも、あらゆる

経費について制度の根本にさかのぼった見直しや

施策の優先順位等も厳正に行つ中から、できるだ

け行政改革が推進されるよう努めをしてまい

りたいというふうに考えているところでございま

す。

ついでにいたしまして、今後とも、あらゆる

経費について制度の根本にさかのぼった見直しや

施策の優先順位等も厳正に行つ中から、できるだ

け行政改革が推進されるよう努めをしてまい</p

官 (号) 外 報

況でもございますから、政府としては、高年齢雇用継続給付制度といったようなものも実施をする中から、可能な限り六十五歳まで働けるような雇用情勢というものをつくり上げていくためにこれからも努力を続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、高齢者の雇用ビジョンといったようなものを明らかにされたらどうか、こういう御質問でございますが、今申し上げましたように、希望すれば六十五歳まで現役として働くような社会を実現していくために計画的に取り組んでいくことが大事であるというふうに思いますが、そのことを明らかにしていきたいというふうに考えて、今作成の努力をいたしておるところでございます。

次に、障害者じゃない者が病気やけがで働けなくなつた場合の特例給付をしたらどうか、こういふお尋ねでございます。

別個の給付の導入に際しましては、四十五年以上加入した者のほか、働くことが著しく困難な障害者に対しましては従来どおり満額年金を支給することといたしております。

この特例措置は障害年金の障害等級に該当する方を対象としておりますだけに、これ以上の特例措置を設けることは、現役世代とのバランス等を考えた場合に、なお慎重に検討しなきゃならぬ課題があるというふうに私どもは理解をいたしております。

次に、総合的なエンゼルプランについての子育てに関する関係閣僚会議を設けたらどうか、こういふ尋ねでございますが、今後エンゼルプランの内容の詰めを行っていく過程において、どのようないふでこれを策定し実効あるものにしていくかということについては、御意見等も踏まえながら今後さらに検討させていただきたいというふうに思つておるところでございます。

次に、公的介護保険制度の創設についてのお尋ねです。

ねでござりますが、高齢者介護問題というのは今までございましたが、高齢者介護問題として大きな問題になつておるところについて私は十分認識をいたしておりますところでございます。

したがつて、新たな介護システムの構築に向けて、介護問題をめぐる基本的な論点の整理を行って、介護問題をめぐる基本的な論点の整理を行つて、公的介護保険制度についても、高齢者介護に関する新しいシステムを検討する上で一つの選択肢として私どもも十分検討するに値する問題だといたがつて、新たな介護システムを検討する上での事例等々も十分参考をしながら慎重な検討を進めたいといったふうに思つておるところでございます。

次に、平成七年度をめどとした年金制度の一元化についてのお尋ねでございましたが、今、公的年金制度の一元化に関する懇談会において検討していただいているますが、その検討の結果も踏まえながら適切に対処してまいる所存でございます。

その際、年金制度の現状や今後のあり方につきましても、國民の理解を得ることはこれは大事なことでありますから、一層必要な情報の公開には努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、今回の年金制度改革の理念についてのお尋ねでございますが、今回の改正是、二十一世紀の本格的な高齢社会に向けて、高齢者の雇用と連携をとつて、年金制度も人生八十年時代にふさわしい仕組みとすること、さらに、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう、給付と負担のバランスをどうとつていくかというふうなことを目的としたものでございます。

今回の改正是活力ある長寿社会に向けて必要不可欠なものであると考えておりますので、十分御論議の上、一日も早い成立に対し皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げたいと存じます。

以下の質問につきましては、関係閣僚から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣井出正一君登壇、拍手〕

○國務大臣(井出正一君) 勝木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、福祉ビジョンについてのお尋ねでござりますが、本格的な少子・高齢社会にあっても、國民が生涯を通じて心豊かに安心して活力を持って暮らしていく福社会を実現していくことが重要であると考えております。

一方、今回の税制改革案には、社会保障等に要する費用の財源の確保等との関連で、消費税率について検討を加え、必要があれば所要の措置を講ずる旨の規定が盛り込まれております。

その検討過程において、新ゴーランドプラン、エンゼルプラン等の内容についてできるだけ早く詰めを行つとともに、年金、医療等の自然増の推計を行つなど、将来の社会保障の具体的な施策との必要経費について明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、年金について、国庫負担率を二分の一に段階的に引き上げていくことを明確に盛り込むべきではないかとのお尋ねでございますが、経理からも御答弁申し上げましたとおり、改正法案附則の検討規定は、衆議院厚生委員会における法案の議決に際し付することとされたものでありまして、衆議院の御意思として定められたものと受けとめております。

なお、政府といたしましては、財源確保の見通しがないままに国庫負担率を二分の一に段階的に引き上げる旨明示することは適切でないと考えております。

障害者ではないが病気やけがで働けなくなった者あるいは家族の介護のため働けない者には満額支給を行う道を開くべきではないかといった、いわゆる別個の給付の特例についてのお尋ねであります。これがも先ほど総理御答弁申し上げましたように、別個の給付の導入に際しましては、四十

五年以上加入した者のほか、働くことが著しく困難な障害者に対して、従来どおりの満額年金を支給するといった配慮を行つたところであります。

この特例措置の対象としては、働くことが困難なこととの認定を客観的に行える基準であることや、障害年金が支給される現役世代とのバランスの確保を考え、障害年金の障害等級に該当する方を対象としたところであります。したがいまして、御指摘のような場合まで別個の給付の特例措置の対象とすることは慎重に検討する必要があると考えております。

エンゼルプランについて、子育てに関する関係閣僚会議を設け閣議決定すべきではないかとの御質問でありますが、厚生省といたしましては、財源の確保にも配慮しつつ、できるだけ早くエンゼルプランの内容の詰めを行つてまいる所存であります。

次に、公的介護保険制度の財源についてのお尋ねでありますが、本格的な高齢社会を迎えて、高齢者の介護問題は早急に対応しなければならない重要な課題であると認識しております。

このため、財源の確保にも配慮しつつ、できるだけ早く新ゴーランドプランの策定に努め、介護サービスの供給体制を整えるとともに、高齢者が安心して生活できるような新しい介護システムの構築に向け鋭意取り組んでいかなければならぬと考えております。

新たな介護システムについては、本年四月、厚生省において高齢者介護対策本部を設置するとともに、七月からは学識経験者による研究会を開催し、現在検討を行つておるところであります。

御指摘の公的介護保険についても新介護システムを検討する上で選択肢の一つであると考えておりますが、いずれにせよ、国民だれもが身近に必要な介護サービスをスムーズに手に入れられるよ

うなシステムづくりに向け、幅広い観点から議論を進めていく必要があると考えております。

次に、年金制度の一元化についてお尋ねであります。一元化については、平成七年を目指すという目標に向けて、現在、公的年金制度の一元化に関する懇談会において検討を行っていただいているところであります。

その中では、平成六年度末で期限の切れる日本鉄道共済年金に対する支援の仕組みについての新しい枠組みづくりなど差し迫った課題を含め、一元化のあり方について精力的に検討してまいりました。

また、こうした検討とあわせ、年金制度の現状や今後のあり方について国民の理解が十分得られないよう、必要な情報の提供に努めていかなくてはならないと考えております。

国民年金の未加入・未納者の対策についてのお尋ねでございますが、公的年金制度の運営に当たっては、未加入・未納者の解消を図り国民の信頼を確保していくことが極めて重要な課題であると認識しております。

このため、国民の理解と信頼を深めるための広報活動の強化充実、基礎年金番号の設定、保険料を納付しやすい環境づくり等を進めることにより未加入・未納問題の解消に努めるとともに、低所得者層につきましては免除制度の適切な運用を図るなどの努力をしてまいりたいと考えております。

最後に、今回の年金制度改革の理念についてのお尋ねでございますが、公的年金制度は、長期にわたる国民の老後生活の基本的部分を確実に支えていかなければならぬものであり、将来にわたり長期的に安定した制度を確立していくことが課題であります。

今回の改正案は、今後、人口の急速な高齢化等が見込まれる中で、一つには、活力ある長寿社会の実現に向けて高齢者の雇用を促進していくとともに年金制度もこれと連携のとれた仕組みとする

こと、二つとしまして、将来の現役世代の負担が過重なものとなるよう給付と負担のバランスを図る、という観点から制度全般にわたり必要な見直しを行ふものであります。

このように、今回の改正は二十一世紀の超高齢社会にふさわしい制度とするため不可欠なものと考えており、御審議の上、一日も早い法案の成立を図る、といふ観点から制度全般にわたり必要な見直しを行ふものであります。

〔國務大臣浜本方三君登壇、拍手〕

○國務大臣(浜本方三君) 勝木議員にお答えをいたします。二つありましたので、順次お答えをいたします。

一連の高齢関係法の改正によってどの程度の実効性があるのかということ、それから高齢者雇用ビジョンをつくれといふ御質問でございまして、今後の急速な高齢化の進展に対応して我が国経済社会の活力を維持していくためには、二十一世紀初頭までに希望すれば六十五歳まで現役として働ける社会を実現していくことが、極めて重要であると思います。

このため、労働省といたしましては、さきの通

常国会で改正されました高齢者雇用安定法及び雇用保険法に基づきまして、六十歳定期制を基盤とした六十五歳までの継続雇用の推進、高齢者が

多様な形態によって働くことができるようになります。

このため、労働省といたしましては、さきの通

常国会で改正されました高齢者雇用安定法及び

雇用保険法に基づきまして、六十歳定期制を基盤

とした六十五歳までの継続雇用の推進、高齢者が

多様な形態によって働くことができるようになります。

に基づく高齢者等職業安定対策基本方針を改定いたします。そこで、今後の中でも今後のビジョンをお示しすることにいたしたいと考えております。

第二は、介護休業制度の法制化の問題でござい

ます。

介護休業制度は、高齢化、核家族化が進展する

ことで、介護を必要とする家族を抱える労働者が働き続けるために重要な制度であると考えております。

民間における介護休業制度の法制化につきま

す。民間における介護休業制度の法制化につきま

ちなのであります。まず、この点を思い出し、肝に銘じ直していただきたいのであります。

そもそも、超高齢化社会に向かって確実に走り出している現在、このような大幅な年金改正の断行をしなければならないほど年金制度を切迫させた原因はどこにあったのでしょうか。

我が国の年金制度のスタートは、掛金と支給額がバランスする完全積立方式でありました。これがインフレを契機に昭和二十九年にいわゆる賦課

方式に改められたなど、多くの変遷を経て今日に至っていますが、特に昭和四十八年の制度改正による年金支給額の倍増を皮切りに、頻繁に支給額の増額が図られてまいりました。しかも、これらは、保険料を見合った支給額というバランスとはほど遠いものになってしまいました。

年金の支給額さえ上げれば人気はとれる、そのため増額は、保険料を見合った支給額というバランスとはほど遠いものになってしまった。

結果生ずる財源の不足は将来の世代に保険料としめ、保険料を見合った支給額といふバランスとはほど遠いものになってしまった。

私はいたしましたことは、次の通常国会を視野に入れて、審議会の議論がまとまる」とを期待しておられます。

以上です。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 横尾和伸君。

〔横尾和伸君登壇、拍手〕

○議長(原文兵衛君) 横尾和伸君。

このたびの年金法の改正は、苦しみながらも未

來のためにやるべきことはやるという意志を貫く

骨格をなしてきたものこそ、痛みを避けて人気取

りに終始してきた五五年体制だったのではないで

しょうか。

これがこれまでの政治の流れであり、中でもそ

れがこれまでの政治の流れであり、中でもそ

らせたのは、その大きな原因の一つは、現在の政府・与党・自民党の態度にあったのではないでしょか。

本年六月の衆議院における提案理由説明後の審議入りを強く阻んだことを、よもや忘れはしないでしょ。そのため、前内閣での法案成立が実現しなかったのです。また、今国会の開会も大きくおくれました。まさにそれは政府・与党の責任であることを忘れないでいただきたい。

とはいっても、私たちは早期成立を願う国民の声を第一義に考え、相応の審議時間の確保を前提に審議促進に全力を擧げることを表明するものであります。

まず、国民年金の空洞化について伺います。

平成四年度の社会保険庁の事業年報によれば、保険料を免除されている者は一四・七%、未納者一四・三%で、加入者の約三割の者が保険料を払っていないことが明らかとなり、本年八月に発表された平成四年度公的年金加入状況等調査では、都市部の二十歳代を中心百九十三万人の制度未加入者がいることが明らかとなつております。さらに、第三号被保険者の未届け者も四十三万人に上ります。このままでは、本格的な高齢社会が訪れたときにかなりの無年金者または低い年金額しか受給できない者が生じることは確実であります。

現在、高齢者収入の五〇%以上は公的年金によって支えられております。将来にわたって基礎的な保障をする制度の根幹が揺らぐことのないよう、未加入や未届け出のない真の国民皆年金制度の実現が期待されています。

次に、国民に対する情報提供について伺いま

大きな不安を抱えているのが実情であります。国民年金に未加入の人、保険料を払いたくない人、拒否する人が少なからずいるのは、将来の年金制度に不安を持ったり、保険料の負担感が大き過ぎる感じしているからではないでしょうか。

国民が年金制度に関する理解を深め年金制度を信頼できるようにするために、十分な情報提供が必要であります。この点についての総理大臣及び厚生大臣の見解を求めます。

さらに、年金を含む社会保障制度に関する理解を深めるため、小学校、中学校、高等学校、大学における社会保険制度に関する教育の充実が必要であります。福祉教育を体系的に実施し、知識のみならず、実際に福祉活動に参画するなど体験学習を行うことも大切であります。また、大学教育においては、社会保障講座の重視、社会保障研究の充実に努める必要があると考えますが、この点について総理大臣、厚生大臣及び文部大臣の見解を伺います。

今回の改正で残された大きな課題として、基礎年金の国庫負担率の問題があります。年金の引き上げの明示等について、これまで与野党の厳しい攻防があり意見の調整ができなかつたと聞いておりますが、その結果、与党の主張として附則第二条が追加修正されたわけであります。しかし、附則第二条は極めて難解な表現であり、何を言っているのかよくわかりません。

そこで具体的に伺いますが、附則第二条は、国庫負担率を引き上げないという結果になる可能性はあるのでしょうか、ないのでしょうか、総理の明快な答弁を求めるものであります。

基礎年金の国庫負担率については、自民党は本年六月の年金改革検討小委員会の中間報告で、段階的な引き上げを明確に提案をしております。また、社会党も本年五月の高齢社会福祉プログラムの中間報告において国庫負担率を三分の一から二分の一へ引き上げると明示しているのであります。

国民に対する情報提供は、特に国民年金にとって重要な問題であります。「十一世紀を目前にし、ほとんどの国民が国民年金の行き先が見えます。」

次に、国民に対する情報提供について伺いま

第一条ではこのことが全く示されていないのです。なぜ従前どおり国庫負担率の引き上げが示されないので、大変不思議に思うわけではありません。

附則第二条で引き上げを明示できないのはなぜだつたのか。立場が変わると政策も変わるのでしょうか。社会党の代表でもある総理、及び自民党を代表する河野副総理、並びに大蔵大臣及び厚生大臣に、その理由を明らかにしていただきたい。国民のだれもがわかる明快な答弁を求めるものであります。

昨今の社会情勢として、サラリーマン等の実収入が横ばいまたは減少していることが明白になつております。先行きの不安が募る一方で、さらには後、消費税率の引き上げや公共料金の引き上げ凍結解除を村山政権が打ち出すなど、国民の側の負担の増加ばかりを担保しようとする政策がメジロ押しの状況であります。今回の改正による年金の掛け金の引き上げも例外ではありません。

このような状況において、私は、国民の立場から、年金の将来像を明確に示す必要があるとの認識に立ち、財源問題を踏まえた上で国庫負担の割合を二分の一をめどに段階的に引き上げること、このこと自体を法案の中に明示することが最も賢明で責任ある方策であると申し上げたいのであります。

この点に関して、村山総理の所見を明確にお答えいただきたい。

国民の側の負担ばかりを担保することが村山政権であるということであれば、私はそれは誤りであると断言して、私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○国務大臣(村山富市君) 横尾議員の質問にお答えいたします。

今、私は、横尾議員の質問を聞きながら、これまでずっと社会労働委員会で年金の審議等に携わってきた立場から反省もしておるわけでありますけれども、私どもはやっぱりできるだけ保険料

の負担は軽くした方がいいというので政府案にたびたび反対をしてきた。これは野党と一緒にになってやつてきた経験があるわけでありますけれども、同時に、この年金制度というものは、五年ごとに再計算をして、そして絶えず給付と負担のバランス等を考えながら制度の見直しをする、こういう仕組みになつておりますから、私はやっぱりその両面を絶えず考えながらやる経過というものは大事に考える必要があるというふうに思っております。

附則第二条で引き上げを明示できないのはなぜだつたのか。立場が変わると政策も変わるのでしょうか。社会党の代表でもある総理、及び自民党を代表する河野副総理、並びに大蔵大臣及び厚生大臣に、その理由を明らかにしていただきたい。国民党のだれもがわかる明快な答弁を求めるものであります。

昨今の社会情勢として、サラリーマン等の実収入が横ばいまたは減少していることが明白になつております。先行きの不安が募る一方で、さらには後、消費税率の引き上げや公共料金の引き上げ凍結解除を村山政権が打ち出すなど、国民の側の負担の増加ばかりを担保しようとする政策がメジロ押しの状況であります。今回の改正による年金の掛け金の引き上げも例外ではありません。

このような状況において、私は、国民の立場から、年金の将来像を明確に示す必要があるとの認識に立ち、財源問題を踏まえた上で国庫負担の割合を二分の一をめどに段階的に引き上げること、このこと自体を法案の中に明示することが最も賢明で責任ある方策であると申し上げたいのであります。

この点に関して、村山総理の所見を明確にお答えいただきたい。

国民の側の負担ばかりを担保することが村山政権であるということであれば、私はそれは誤りであると断言して、私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○国務大臣(村山富市君) 横尾議員の質問にお答えいたします。

今、私は、横尾議員の質問を聞きながら、これまでずっと社会労働委員会で年金の審議等に携わってきた立場から反省もしておるわけでありますけれども、私どもはやっぱりできるだけ保険料

国民年金法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(梗概説明)

私立学校教

八

それから、広報活動、情報提供が必要ではないかという御質問でございますが、今も申し上げましたように、これはやっぱり、年金制度というの現状はこうなっておりますというようなことをよく国民に理解していただいて、そして理解した上で国民の皆さんに加入して協力をいただくということが大事でございますから、情報提供等については今は年金制度の再計算の際に、今、年金制度が何よりも信頼していただくということが一番大事でありますから、年金制度の基本的な仕組みや、あるいは年金制度の充実していく必要があることはこれからさらに一層深めていく必要がありますから、充実していく必要があるというふうに私は考えております。

それから、社会保障制度についての学校教育の問題でありますけれども、これは、これからどんどん高齢化社会に入ってまいりまして一層年金や医療や社会保障制度というものが大事になつていくわけでありますし、国民全体が担わなければならぬ課題だというふうにも考えておりますから、これから育つ若い方々にそういう理解を深めていくべきだということは一層大事だというふうに思いますが、これまでもそれぞれ年齢に応じて、学年に応じて社会保障制度の教育というものは行なわれていく、こういうことからも必要だと考えますから、これからさらさらに一層充実をさせて、国民全体が将来にわたって不安のない社会保障制度が国民の手によってつくられていく、こういうことからも必要だと考えますから、一層充実をさせていきたいというふうに思つておるところでございます。

それから、衆議院で附則第二条でなぜ引き上げの明示ができないのか、こういうお話をございました。

これは、私は基礎年金の国庫負担を段階的にする検討をしていくことは極めて大事なことだと思いますし、一体だれが負担をするのかということになりますと、これは問題になるわけであります。

私もこれまで、かつて基礎年金の負担を税負担に切りかえたからどうかという意見をたびたび申し上げたことがあります。しかし、その際には、その基礎年金の財源を税負担に切りかえるために何らかの福社目的税といったようなものも考え、そして、この税金は基礎年金の分に充当しますというふうにして財源と引き上げとが結合できることのないものでないと国民の皆さんは納得しませんから、したがって、そういう仕組みで考えるなら結構ですと、こういう御意見を申し上げたことがござりますけれども、単にその当てもなくして二分の一に引き上げたらいといふような無責任なことはできませんから、その点はひとつ十分御理解を賜っておきたいというふうに私は思いました。

て、私の答弁を終わります。

残余の質問につきましては、関係閣僚から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣井出正一君登壇、拍手〕

○國務大臣(井出正一君) 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

まず、年金制度の情報提供についてのお尋ねでございますが、年金制度は世代と世代の支え合いにより成り立っているものであり、国民の協力とともに、財政再計算結果等、制度の運営状況についての情報の提供に努めてきていたところであります。

今後とも、学校教育との連携による年金教育の

推進、年金週間、ことしも十一月六日から一週間でございますが、における集中的な広報活動の実施など、あらゆる方法を用いてわかりやすい年金の情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会保障制度に関する教育の充実についてのお尋ねであります。本格的な少子・高齢社会に向けて社会保障制度が国民生活の中で果たす役割が増大していく中で、国民の理解と関心を深めるための教育を充実していくことは非常に重要なと考えております。

このため、厚生省においても、社会福祉施設での体験学習などボランティア活動の推進を図っているところであります。また、これから年の年金制度を担う児童生徒に対して公的年金の基本的仕組みや役割について正しく理解してもらえるよう、中学校、高等学校用の副読本の作成、教員を対象とした年金セミナーの実施など、学校教育との連携に努めているところであります。

それと、年金改正法案の附則第二条の検討規定で引き上げて明示できないのはなぜかというお尋ねであります。総理からもお答え申し上げましたとおり、この規定は、衆議院厚生委員会における改正法案の議決に際し付することされたものであって、衆議院の御意思として定められたものと受けとめています。この規定においては、財源を確保しつつ国庫負担割合を引き上げることについて総合的に検討していくこととされているものと認識しております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕

○國務大臣(与謝野馨君)　お答えを申し上げます。

まず第一に、社会保障制度に関する教育の充実についてであります。高齢化社会を迎える中で、学校教育において年金などの社会保障制度について正しい理解を深めることは極めて重要なことと考えております。

校の社会科では、国民生活の向上と福祉の増大を図るために社会保障の充実が必要であることを理解させるよう指導することを示すなど、児童生徒の発達段階に応じ小中高等学校において福祉の重要性や年金などの社会保障制度などについて適切に指導しているところであります。

今後とも、学校教育における社会保障制度に関する教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉に関する体験学習の重要性についてであります。児童生徒が体験を通じて思いや心の心や社会に奉仕する心を培うことは、極めて重要であると考えております。

このため、現行の学習指導要領においては、例えば特別活動で奉仕的な活動を明示するなど、関係教科等の内容の一層の充実を図ったところであります。また、福祉に関する体験活動を含めボランティア教育の推進を図るため、新たに児童生徒に福祉施設での奉仕活動等さまざまな体験活動の機会を与える事業等を実施しております。

今後とも、学校教育において体験学習を含め福祉に関する教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、大学における社会保障に関する教育研究の充実についてであります。

現在、国公私立を通じて相当数の大学が社会保障に関する講座、授業科目を置き、教育研究を進めております。例えば、国立大学においては十一大学で社会保障に関する講座、授業科目が置かれております。高齢化社会における福祉の確立を目指す観点から、大学においても社会保障に関する教育研究を推進することは重要な課題であると認識しております。

今後とも、各大学において社会保障に関する教育研究についての積極的な取り組みを期待するものであり、文部省においてもそのために必要となる

官 報 (号 外)

る諸施策の充実に努力してまいる所存であります。(拍手)

卷三

〔玉置大臣・武村正義君登壇 拍手〕
○國務大臣(武村正義君) 基礎年金に対する国庫負担の引き上げについてのお尋ねでござりますが、既に村山総理から明確にお答えをいただきました。全く同感であります。

れて最終的に改正法案の議決の折に付されたものでござります。つまり、院の意思としてこれが付されたということだとございまして、これ以上申し上げることはござりません。(拍手)

権でありますから、与党におりました。あのころも議論がされて、当然財政状況もこれあり、国庫負担の引き上げに関する条文は盛り込められなかつたわけであります。そういう形で公明党も了解をされたはずであります。野党に立場が変わると途端に、「二分の一」を明示せよと。なぜそうお変わりになつたのか、伺つてみますと、租税特別措置があるじゃないか、行財政改革があるじゃないかと。

れて最終的に改正法案の議決の折に付されたものでございます。つまり、院の意思としてこれが付されたということとございまして、これ以上申し上げることはございません。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 西山登紀子君。

(西山登紀子君登壇 拍手)

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、年金関連法案について質問いたします。

本改正案の基本である被用者年金六十五歳支給は、もともと自民党政権が八九年に国会に提出し、国民と国会が拒否したもので、昨年の総選挙では、社会党も反対の公約を掲げていました。そして、当時、総理自身も、六十歳から六十五歳までのこの五年間は何で暮らすのか、平成二十二年の段階に六十五歳まで働く職場が確保されるということことは保証の限りではないと追及をされていたではありますか。

どう貰えるのか。御承知のように、これは本当に大きな、巨大な財源を要する政策選択でございますだけに、私は二分の一の議論は大いに真剣にこれからもしなければいけないと思っておりますが、やはり明示せよとおっしゃる以上は、みずからもどういう財源で具体的に数字を挙げて議論をしていかないと面白い議論にはならないというふうに思っております。

いずれにしましても、責任ある政治の姿勢を貫いていかなければなりません。(拍手)

れて最終的に改正法案の議決の折に付されたものでございます。つまり、院の意思としてこれが付されたということをございまして、これ以上申し上げることはございません。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 西山登紀子君。

(西山登紀子君登壇 拍手)

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、年金関連法案について質問いたします。

本改正案の基本である被用者年金六十五歳支給は、もともと自民党政権が八九年に国会に提出し、国民と国会が拒否したもので、昨年の総選挙では、社会党も反対の公約を掲げていました。そして、当時、総理自身も、六十歳から六十五歳までのこの五年間は何で暮らすのか、平成二十二年の段階に六十五歳まで働く職場が確保されるということは保証の限りではないと追及をされていましたではありませんか。

本改正案は、その実施年度を三年おくらせるだけで、満額年金六十五歳支給という根本改悪は前法案と同じものです。したがって、これは国民に対する重大な背信、公約違反と言わなければなりません。総理、そうではありませんか。はつきりとお答えください。

本改正案のルーツは八一年の土光臨調答申です。この臨調方針に基づき、八五年改正で年金給付水準と国庫負担を大幅に引き下げました。本改正案はこれと連動したもので、社会保険費財原の

○國務大臣(河野洋平君) 私にも附則第一条の御質問がございました。

明示できないのはなぜかということについて
は、総理あるいは大蔵大臣その他から御答弁がございました。

私から申し上げるのは、各党にはそれぞれ各
党の政策があつて、それぞれの主張がございます
けれども、この問題は衆議院の厚生委員会で審議
をされ、その審議の中でさまざま御協議が行わ

れて最終的に改正法案の議決の折に付されたものでございます。つまり、院の意思としてこれが付されたということとございまして、これ以上申し上げることはございません。(拍手)

○議長(原丈文兵衛君) 西山登紀子君。

[西山登紀子君登壇、拍手]

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、年金関連法案について質問いたします。

本改正案の基本である被用者年金六十五歳支給は、もともと自民党政府が八九年に国会に提出し、国民党と国会が拒否したもので、昨年の総選挙では、社会党も反対の公約を掲げていました。そして、当時、総理自身も、六十歳から六十五歳までのこの五年間は何で暮らすのか、平成二十二年の段階に六十五歳まで働く職場が確保されるということは保証の限りではないと追及をされていましたではありませんか。

本改正案は、その実施年度を三年おくらせるだけで、満額年金六十五歳支給という根本改悪は前法案と同じものです。したがって、これは国民に対する重大な背信、公約違反と言わなければなりません。総理、そうではありませんか。はつきりとお答えください。

本改正案のルーツは八一年の土光臨調答申です。この臨調方針に基づき、八五年改正で年金給付水準と国庫負担を大幅に引き下げました。本改正案はこれと連動したもので、

臨調行革発足後この十年で、社会保障費財源の構成比の変化を見ますと、国庫負担は二七%から二〇%へと激減し、その一方で、国民の保険料負担は五三%から五七%へと増加しています。すなわち、臨調行革の十年は、社会保障制度全般を連続的に改悪することによって、結局、国庫負担を大幅に減らし、それを国民負担へ転嫁してきた十年であります。この道は、まさに憲法二十五条の空洞化への道にはかなりません。総理、御見解を求めます。

政府が本改正案を合理化するために示した哲學なるものは、六十歳引退社会から六十五歳現役社会へです。六十五歳までは半分程度の年金しか支給しないで、六十五歳現役社会とは、その実、老後のゆとりや豊かさを保障しないで働くざるを得ない社会構造に高齢者を追い込むものであり、健康でない人などその枠内に入れない高齢者は半分程度の年金で生きていけという過酷な仕組みをつくり上げる宣言です。

労働大臣、年金六十十五歳支給はこの労働者の吉とかけ離れていることを率直にお認めになりますか。
では、一体、雇用継続の保障はあるのでしょうか。政府は六十歳定年制は定着したと言いますか。が、生産の海外移転などによるリストラの進行で、若年退職優遇制度、離籍出向という名の首切りなど、深刻な雇用不安が拡大しているではありませんか。

ILLO調査の六十歳から六十四歳男子の労働力率を見ると、イギリス五四%、ドイツ三五%、フランス一八%などであるのに対して、我が国は七六%と異常な突出を示しています。一方、主要国の国民一人当たりの社会保障給付費を見ると、残念なことに、我が国は先進国の中で最低です。(1) に生活のために働くを得ない我が高齢者に生活の老後生活の不安定性があります。

これに対しても、日経連は、全労働者の継続雇用は無理で、企業の戻暦に任すべきだという立場です。法で義務づけられている障害者雇用ですら、大企業の不当な態度のために障害者雇用促進法制定以来三十五年間も八割が未達成という状態が続いているのです。

総理、こういう態度の財界にどう継続雇用の保障の確立を求められるのですか。総理もかつて要旨として「こうして、雇用と年金の連携を、努力を

経済大臣日本の老後のゆとりや安心があるでしょうか。これでどうして「人にやさしい政治」などと言えますか。高齢者に過酷な政治そのものではありませんか。

本改正案は最終的に保険料を、国民年金では一万一千円、厚生年金では約三〇%まで引き上げようとしています。保険料の引き上げは、国民の負担増だけではなく年金制度の崩壊に直結します。政府は、八五年改正時、国民年金で満額年金を受給できない人の将来予測を二五%程度としていました。ところが、既に二九%の人たちが保険料の滞納などで部分年金しか受けられないか無年金になりとお示しください。

例えば、通産省が委託した中高年労働者の就業意識に関する調査研究によれば、六十歳支給を維持すべきが五四%であり、五十五歳以上の者に限れば六六%の高率です。そして、現状では支給年齢の繰り延べはやむを得ないと答えた人はほとんどない。対象者の支給開始年齢に関する考え方では明瞭であると結論づけています。これが労働者、国民の声です。

者にならぬ日創始があるわざです。保険料の引き上げが滞納などに作用していることは明白です。今後の引き上げは、国民年金空洞化に拍車をかけるものとなります。無年金障害者の生活実態も深刻です。

これらを避けるためにも、当面、国庫負担の引き上げで保険料の大幅引き上げを抑制すべきではありませんか。無年金障害者の救済対策もあわせて、総理の見解を求めます。

この際特に私が強く主張したいのは、年金の男女格差の是正についてです。

厚生年金の場合、二十年以上加入していた人の平均をとると、女子の老齢年金は男子の五八%しかなく、しかもその四四%は月額十万円以下という状態です。この主な原因は、かつて私の質問に対しても丹羽雄哉元厚生大臣も答弁されましたように、まさに男女差別賃金の所産です。

総理にお伺いします。今回の年金改悪は、五万円程度の部分年金しか支給されない女性にとりわけ過酷な老後の生活を強いることになりますか。総理並びに労働大臣に是正方針の答弁を求めます。

我が党は、国民の声に沿って六十歳支給を堅持すべきであり、その上で雇用継続を望む労働者には雇用を保障する制度を確立する当たり前のシステムを構築すべきであると主張するものです。その財源は、年金水準の引き下げや保険料の引き上げに短絡的に求めることではなく、多くの政党が国民党に公約したように、国庫負担の引き上げや保険料負担割合を労働者に軽くするよう変更すること、世界の趨勢に沿って軍事費を削減すること、力もあり社会的存在である大企業に応分の責任を果たさせるなどにより十分確保することができるものと考えるものであります。総理の見解を伺います。

総理もかつてはいろいろな工夫をせよと国民党に要求されました。まさにその点が重要であります。私が指摘したような方策で年金財政の安定を図る、特に国庫負担増で保険料引き上げを抑制する、この真剣な検討を重ねて要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山富市君) 西山議員の質問にお答えいたします。

最初の質問は、六十五歳支給と選挙公約との関係についてのお尋ねでござります。

昨年の総選挙では、この点につきまして社会党は、雇用と年金の接続という観点から支給開始年齢の延長に反対してまいりました。これはやっぱ

り、雇用と年金というものがリンクをして、退職をしたら年金をもらえる、こういう安心できる基盤というものをしっかりとつくることが大事ではないか、こういう観点から、それが限界は六十

歳にすることについては納得できない、こうい

う立場で反対してきたことは事実であります。

同時に、ここに私は昨年総選挙のときの公約文書を持ってきておりますけれども、よく「こんなを

いただいたいと思うんです」が、「六〇歳以降の多様な選択を可能にするため部分雇用・部分年金」の導入を検討します。こういう文言も入ってい

るわけです。

今度の法案の審議に当たって社会党は、この公約に基づきまして、六十歳代前半の雇用問題を一

体どうするのかということを真剣に議論しながら、働きながら年金ももらえる、こういう仕組みも検討したらどうかというようなことも意見を申

し上げてまいりました。今回の改正案では、六十

歳引退社会から六十五歳現役社会を目指し、高齢者雇用を促進するとともに、年金制度もこれと連

なる。特に国庫負担増で保険料引き上げを抑制する、この真剣な検討を重ねて要求して、私の質問を終わります。(拍手)

違反をしていないというふうに思つておるところだと思います。

次に、社会保障制度の考え方についてお尋ねがございました。

少子化、高齢化の急速な進展に伴いまして年金、医療、福祉などの社会保障需要が増大していく中で、適切な給付やサービスができる限り過重な負担にならないよう配慮して実現が求められます。申上げるまでもございません。

また、社会保障制度につきましては、世代間と制度間や、負担と受益という関係ができるだけ公正に確保されるということも大事でありますから、そういう観点も十分重視をしながら、社会保障制度改革もこうした観点から実施をされなきゃならぬと認識をいたしております。

それから、六十五歳現役社会と支給開始年齢に

から、御理解をいただきたいと思います。

それから、六十五歳現役社会と支給開始年齢についてのお尋ねでございますが、私は六十歳を過ぎてからの方々の意見もあらゆる角度からお聞き

をしたことがありますけれども、もちろん六十歳を過ぎてからでかかるだけ年金制度で財政的にも経済的にも安定した生活ができるよう、不安のないようにしてほしい、こういう気持ちがあると同時に、まだまだ元気だから、おれもまだ社会的

には役に立つておるという意味からも、生きがい

が感ぜられるよう、やっぱりそういう方々の雇用といふものももつと真剣に考えてほしい、こう

いう意見も十分承つてまいりました。

私は、そういう意味で、六十歳になつたらもう仕事をせずに隠居してしまうんだと、こういう時代ではないというふうに思つておりますから、そ

ういう点につきましては、少なくとも六十歳代前

半ばり今まではそういう年金と雇用といったようなものも十分総合的に勘案をして考えていくことが必要ではないかというように思いますから、そういうふうに御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、継続雇用の保障の確立についてのお尋ねであります。今後急速な高齢化の進展に對応するため、先般改正されました高年齢者雇用安定法に基づきまして、六十歳定年制を基盤としておることは、申し上げるまでもございません。

また、社会保険制度につきましては、世代間と制度間や、負担と受益という関係ができるだけ公平に確保されるということも大事でありますから、そういう方向に努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、国民年金空洞化と国庫負担の引き上げ等についてのお尋ねでございますが、基礎年金の国庫負担の問題につきましては、年金給付費の急激な増大に伴い、現行制度の今まで急増していく國庫負担の財源をどう確保していくか、あるいはまた社会保険方式のもとで税と社会保険料のバランスをどうとつたらいいのか、こういった問題がこれから大きな課題としてあると私は考えております。したがつて、今回の附則第二条の修正を踏まえながら、今申し上げましたような観点から十分検討されなきやならぬ課題であるというふうに認識をいたしております。

無年金障害者については、今回の改正でも見直しを行い、保険料を拠出していた方については障害基礎年金を特別的に支給することといたしておられます。ですが、制度に加入していない方や保険料を滞納していたために無年金者となつた方に対して障害年金を支給するということは、制度の建前から非常に困難な問題であると考えているところでござります。

(号外) 報官

それから、男女の差別賃金の是正等についてのお尋ねがございました。

これは、年金給付額の男女格差につきましては、残念ながら、これまで若干の賃金格差があるものですから、この賃金の違いとあるいは加入期間の差々によって、年金は、幾らか現在受けている年金額は違うと私は思います。

しかし、同一労働同一賃金ということはこれららの課題でありますから、こうした制度の向上等も含めて可能な限り男女の年金の格差を縮めていくということは当然の課題でありますから、いろんな制度を組み合わせながら今後一層努力を進めたいというふうに考えておるところでござります。

それから、国庫負担を引き上げることについてのお尋ねがございました。六十歳支給を堅持すべきではないかというお尋ねもございましたが、今回の改正は、活力ある長寿社会に向けて、人生八十年時代にふさわしい年金制度に見直す、将来の現役世代の負担を可能な限り過重にならないようにしていく、こういう観点から、国庫負担の引き上げにつきましては、財源の確保の問題、さらに衆議院段階で附則がつけられたその問題等々も踏まえながら、これから十分慎重な検討を進めていく必要がある課題であるというふうに認識をいたしておりますが、ただ、労使折半の現行の保険料負担の割合につきましては、そういう制度が定着をいたしておりますから、したがって、それを変更することは困難ではないかと、いうふうに私は理解をし認識をいたしているということを申し上げておきたいと思います。

さらに、雇用継続を望む労働者には雇用を保障

する制度を確立すべきではないかと、こういうお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたよ

うに、希望すれば六十五歳まで現役として働くことができるような社会を実現するために、先般改正されました高年齢者雇用安定法及び雇用保険法に基づきまして、六十五歳までの継続雇用の推進、高年齢雇用継続給付制度の実施などによりまして、六十五歳まで何とか安定して働くようになります。(拍手)

〔國務大臣浜本万三君登壇、拍手〕

○國務大臣(浜本万三君) 質問にお答えをいたしました。

まず第一は、年金の開始年齢の六十五歳引き上げについての認識についてお尋ねがございました。この点についてお答えいたします。

今般の年金法の改正におきましては、急速な高齢化の進展に対応するため、年金政策の観点から六十歳代前半の年金のあり方の見直しを行うものであると承知をいたしております。

雇用政策を担当する立場から申し上げますと、

○議長(原文兵衛君) 答弁の補足があります。村山内閣総理大臣。

私は、本格的な高齢化社会のもとで高齢者が安心して生活が送れるようにするために、雇用政策と年金政策との連携を図りつつ、二十一世紀初頭までに少なくとも六十五歳まで現役として働ける社会を実現していくことが極めて重要であると考えております。

このため、さきの通常国会で改正されました高

年齢者雇用安定法及び雇用保険法に基づき、六十年制を基盤とした六十五歳までの継続雇用の推進、高齢者が多様な形態によって働くことができるようとするための施策の実施、さらに高齢者の雇用継続を援助、促進するための高年齢雇用継続給付の支給などによりまして、六十五歳までの雇用機会の確保に万全を期さなければならないと認識をいたしております。

第二は格差の問題でございますが、男女間の平均賃金に格差が生ずるわけは三つほどございました。一つは、就業しておる産業、規模、職種などで、男女で異なること。二番目は、女子の平均勤続年数が男子に比べまして短いということです。例えば、平成四年度の賃金構造基本統計調査によりますと、男子が十二・五年、女子が七・四年というふうになっております。また三番目は、労働者の学歴構成が男女で異なること、などの要因によるものと考えております。

労働省では、男女雇用機会均等法に基づく男女の均等取り扱いの実現、職業生活と家庭生活の両立支援対策に取り組んでおりまして、これらの推進により、結果として男女の賃金格差の縮小が図られるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(第百二十九回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方分権及び規制緩和に関する特別委員長小林正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(原文兵衛君) 日程第一 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(第百二十九回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方分権及び規制緩和に関する特別委員長小林正君。

○議長(原文兵衛君) 本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減を図るために、

うか、こういう御質問に対してもお答えをしていかつたと。謹んで改めてお答えを申し上げます。

憲法二十五条は、すべての国民に最低生活を保障するものでありまして、私どもは、これまでやってきたこと、あるいは今国会で御審議をいただいている問題につきましては、国民全体でできるだけお互いの最低生活を支え合って保障していくこう、こういう建前から、いろんな角度から御議論をいただいて制度をつくっていくことという問題であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) ただいま議題となりました法律案につきまして、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減を図るために、

よって、両案は可決されました。

去る二月十五日の閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」における規制緩和等の措置を実施に移すに当たり、七省、四十法律、百七十七事項にわたる許可、認可等について、一括してその整理及び合理化を行おうとするものであります。

委員会におきましては、規制緩和の効果と影響、今後の規制緩和の進め方、地方分権の推進方策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

日程第三 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長間野裕君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[岡野裕君登壇、拍手]

○岡野裕君 ただいま議題となりました給与関係三法案につきまして御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、宿日直手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、通勤手当の額の算定について特例措置を講ずること等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の将の欄または将補の「」欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、人事院勧告の取り扱い方針、俸給表の決定原則、筑波研究学園都市移転手当問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、一般職職員給与法改正案に対し、日本共産党の藤澤委員より、期末手当の支給割合の引き下げに関する規定を削除する修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聽取いたしましたところ、山口総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

りました。

次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案については、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしました。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

日程第三 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[中西珠子君登壇、拍手]

○中西珠子君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の報酬の憲法上の減額禁止規定と期末手当削減との関係、裁判官・検察官の給与改定方式の合理性と見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

平成六年十月二十八日 参議院会議録第五号 議長の報告事項

四

一六

同日委員長から次の報告書が提出された。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案
(第二百一十九回国会閣法第七三号)審査報告書

自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る
脅威の規模に関する質問主意書(駒正敏君提出)
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があつたのでその政府委員としての資格を失つた
旨の通知書を受領した。

異動前の
官職名 氏名
官職名 年月日
異動後の
官職名 年月日

事政交文局長代理 薩合外事

杉内直敏（同）同

事務代理

者を、第百三十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局
軍備管理・科学審議官
林 晴吉

内閣総理大臣から議長外務省総合外事局長に就任した。東局長柳井俊二君外一名(同日議長承認)を、第五

二十七日議長こおひて、次のとおり常任委員会に領した。

内閣委員 辞任を許可し、その補欠を指名した。

任
池田 治君 中村 銳一君
補欠

法務委員	志村 哲良君	岡 利定君
辞任	補欠	補欠
大藏委員	上杉 光弘君	永田 良雄君
通信委員	中村 錄一君	池田 治君
建設委員	岡 利定君	志村 哲良君
決算委員	永田 良雄君	上杉 光弘君
議院運営委員	田辺 哲夫君	田辺 哲夫君
辭任	補欠	補欠
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	永田 良雄君	永田 良雄君
地方分権及び規制緩和に関する特別委員	寺澤 芳男君	小島 慶三君
辞任	大瀬 純子君	有働 正治君
国民生活に関する調査会委員	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君
辞任	喜岡 淳君	喜岡 淳君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

ある。

法務委員会

理事 下稻葉耕吉君（志村哲良君の補欠）

理事 大木 浩君（野沢太三君の補欠）

理事 野間 趙君（松前達郎君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第四号）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案（第百二十九回国会閣法第二六号、衆議院継続審査）

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二十九回国会閣法第四四号、衆議院継続審査）

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二十九回国会閣法第四九号、衆議院継続審査）

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二十九回国会閣法第四八号、衆議院継続審査）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二十九回国会閣法第五一号、衆議院継続審査）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

二、審査

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案は、内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月二十三日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

三、附則

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律

目次

第一章 大蔵省関係(第一条—第三条)
第二章 文部省関係(第四条)
第三章 厚生省関係(第五条—第十二条)
第四章 農林水産省関係(第十二条—第十七条)
第五章 通商産業省関係(第十八条—第二十六条)
第六章 運輸省関係(第二十七条—第三十九条)
第七章 労働省関係(第四十条)
附則
第一章 大蔵省関係
(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)
第一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のよう
に改正する。

第八十七条を次のように改める。

(届出)

第八十七条 業類業組合、連合会及び中央会

(以下「酒類業組合等」という。)は、酒類業組

合等が成立し、又は解散したときは、政令で

定めるところにより、二週間以内に、その旨

を大蔵大臣に届け出なければならない。

第八十七条の二の見出し中「決算関係書類」を

「決算関係書類等」に改め、同条中「収支計算書」

の下に「(次項において「事業報告書等」とい

う。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 業類業組合等は、前項の規定により事業報

告書等を大蔵大臣に提出する場合において

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該

各号に定める事項を記載した書類を併せて大

蔵大臣に提出しなければならない。

一 組合員名簿又は会員名簿の記載事項に異

動がある場合 当該異動事項

二 役員の氏名、住所及び資格に異動がある

場合 当該異動事項

(金融先物取引法の一部改正)

第一条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七

十七条)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「大蔵大臣の承認を受け

て」を削る。

(無尽業法の一部改正)

第三条 無尽業法(昭和六年法律第四十一号)の一

部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同

条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二項の見出し中「売渡」を「売渡し」に改

め、同条第一項中「売渡」を「売渡し」に改め、た

だし書を削り、同条第三項を同条第五項とし、

同条第二項中「前項」を「第一項」に、「売渡」を

「売渡し」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の書面においては、当該相手方に對し

て譲り渡したい事情を記載することができ

3 文化庁長官は、前項の規定により記載され
た事情を相当と認めるときは、当該申出のあ
つた後三十日以内に当該重要文化財を賣い取
らない旨の通知をするものとする。
第一百十条第一号中「同条第三項」を「同条第五
項」に改め、「若しくは同項のただし書(第五十六
条の十四で準用する場合を含む。)の規定による
承認の申請」を削る。

第三章 厚生省関係

(寄生虫病予防法の廃止)

第五条 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九

号)は、廃止する。

第六条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法

律(昭和三十二年法律第百六十四号)の一部

を次のように改正する。

第五十七条の十三第二項中「厚生大臣」を「全

国指導センター」に、「標識について承認を与え

た」を「標識の様式を定め、又は変更した」に、

「告示しなければ」を「これを公告するととも

に、厚生大臣に届け出なければならない」に改める。

第七十一条第五号を次のように改める。

五 第五十七条の十三第三項の規定に違反し

て届出をせず、又は虚偽の届出をしたと

思われる場合は、當該重要文化財を賣い取

る。

(狂犬病予防法の一部改正)

第七条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百

四十七号)の一部を次のように改正する。

四十四条第一項中「厚生省令の定めるところに

より毎年一回」を「犬を取得した日(生後九十

日を経過した日)から三十日以内に、厚生省令

の定めるところにより、」に改め、同項に次のた

だし書を加える。

ただし、この条の規定により登録を受けた

犬については、この限りでない。

第四条第五項中「前四項」を「前各項」に、「の

外」を「のほか」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項

の次に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死したとき又は犬の所在地その他厚生省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにつきにあつては、その犬の新所在地)を管轄する都道府県知事に市長村長を経て届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生省令の定めるところにようり、その犬の所在地を管轄する都道府県知事に市長村長を経て届け出なければならない。

(四) 第四十三条中「四半期」を「半期」に、「左に」を「次に」に改め、同条第三項中「譲受」を「譲受け」に改める。

〔第四十四条中「四半期」を「半期」に、「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「譲渡」を「譲渡し」に、「譲受け」を「譲受け」に改める。〕

〔第四十五条中「四半期」を「半期」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「容器の容量及び数並びに譲渡又は譲受けの年月日」を並びに容器の容量及び数に改める。〕

〔第四十六条第一項中「四半期」を「半期」に改める。〕

(あへん法の一部改正)

〔第九条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。〕

〔第四十条第一項中「三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月」を「六月まで及び七月」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「譲渡」を「譲渡し」に、「譲受け」を「譲受け」に改める。〕

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改訂する。

〔第二十一条第一項中「三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月」を「六月まで及び七月」に、「四半期」を「半期」に改める。〕

〔第二十三条第一項中「四半期」を「半期」に改める。〕

〔第四十一条中「四半期」を「半期」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「あたり」を「当たり」に改め、同条第三号中「譲渡」を「譲渡し」に

告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(公益質屋法の一部改正)

〔第十一条 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。〕

〔第三十九条第一号中「若しくは同条第五項に記載する」とあるのは「三十日」と「一週間」とあるのは「三十日」と「一週間」を削除する。〕

〔第一条第二項を削る。〕

〔第十七条を次のように改める。〕

(土地改良法の一部改正)

〔第四章 農林水産省関係 (土地改良法の一部改正)〕

〔第十二条 土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)の一部を次のように改正する。〕

〔第二十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、「都道府県知事の承認を受けた」を削り、「備えておく」を「備えて置く」に改め、同条第二項を次のように改める。〕

〔第二十一条第二項を次のように改め、前項第一号中「又は繩札を犬に着けなかつた者」を「繩札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者」に改める。〕

(社会福祉事業法の一部改正)

〔第十条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改訂する。〕

〔第七十八条の見出し中「及び届出」を削り、同条中「公告するとともに、都道府県知事に届け出なければ」を「公告しなければ」に改める。〕

〔第二十一条第一項中「三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月」を「六月まで及び七月」に、「四半期」を「半期」に改める。〕

〔第二十三条第一項中「四半期」を「半期」に改める。〕

(肥料取締法の一部改正)

〔第十三条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百一十七号)の一部を次のように改訂する。〕

〔第十三条第五項及び第六項を削る。〕

〔第十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「旨を届け出た」を削る。〕

〔第八十五条 第六十九条第三項の規定による報

「同条第六項中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、「一週間」とあるのは「三十日」と「一週間」を削除する。〕

〔第三十九条第一号中「若しくは同条第五項に記載する」とあるのは「三十日」と「一週間」とあるのは「三十日」と「一週間」を削除する。〕

〔第十七条を次のように改める。〕

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正)

〔第十四条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改訂する。〕

〔第二十二条第二項を削る。〕

〔第二十三条中「前条第一項」を「前条」に改め

〔第十五条 家畜改良増殖法の一部改正〕

〔第十六条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)の一部を次のように改訂する。〕

〔第二十七条第二項を削る。〕

(鶏鷄振興法の一部改正)

〔第十六条 鶏鷄振興法(昭和三十五年法律第四十九号)の一部を次のように改訂する。〕

〔第十七条第一項中「ふ化場ごとに」の下に「その業務に関する帳簿を備え」を加え、「明りよう記帳整理」を「記載し」に、「ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければ」を「これを保存しなければ」に改める。〕

(造林臨時措置法の廃止)

〔第十七条 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第百五十号)は廃止する。〕

〔第五章 通商産業省関係 第三十三条の二第六項中「及び第五項」及び第八十五条を次のように改める。〕

〔第八十五条 第六十九条第三項の規定による報

とする。

第七十五条を次のように改める。

(専用自動車道)

第七十五条 専用自動車道を設置した自動車運送事業者は、その全部又は一部の供用を開始しようとするときは、運輸大臣の検査を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該専用自動車道の構造及び設備が、次項において準用する第五十条第一項の工事方法(次項において準用する第五十四条又は第五十五条の規定による変更があったときは、変更があつたもの)に合致し、かつ、工事を要しなかつた部分につき事業計画及び次項において準用する第五十一条の基準に適合すると認めたときは、これを合格として

(工事を必要としない場合にあつては、事業計画及び同項において適用する同条の基準に適合すると認めたときは、これを合格とし

る)又は第六十条第一項(第七十五条において準用する場合を含む。)、「第五十七条第一項、第五十八条第一項、第六十条第一項(第七十五条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十五条第一項」に改め、同条ただし書中「(第七十五条において準用する場合を含む。)」を削除する。

第二项 第五十二条第一項及び第二项 第五十三条から第五十五条まで、第六十条第一項、第六十三条、第六十七条から第七十条まで、第七十二条並びに前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(第五十条第一項を除く。)中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第五十条第一項中「運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に、工事施行の認可を」とあるのは「工事施行の認可を」と、同条第二項中「工事の完成の期間を指定して、前項の認可を」とあるのは「前項の認可を」と読み替えるものとする。

のものに変更したときは、その運送約款について、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

第十九条第一項第二号を次のように改める。

二 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

第二十一条第二項を次のように改める。

第十九条第一項第二号を次のように改める。

第二十三条 第二十三条を次のように改める。

(海上運送法の一部改正)

第三十五条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 第二十四条中「届け出た」を「掲示した」に改め

る。

第二十三条 第二十三条を次のように改める。

(海上運送法の一部改正)

第三十五条 第三十五条を次のように改め

る。

第二十三条 第二十三条を次のように改める。

官報(号外)

の利益」を加え、「左の」を「次の」に改める。

第十九条の三中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第十九条の六の見出しを「(貨率表の公示)」に改め、同条中「ばら積」を「ばら積み」に、「公示し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければ」を「公示しなければ」に改める。

第二十三条の二第一項中「第八条から第十条まで」を「第八条第一項、第三項及び第四項、第九条第十条」に、「第十九条の二及び第十九条の三第四項から第六項まで」を「第十九条第一項(第一号に係る部分に限る)、第十九条の二並びに第十九条の三第四項及び第五項」に、「手荷物及び小荷物の運賃及び料金」を及び省令で定める手荷物の運賃及び料金(省令で定める料金を除く。)に改め、「除く。」と「第十九条第一項第一号中「旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」とあるのは「自動車航送に係る運賃及び料金」とを加え、同条第二項中の三第四項から第六項まで」を「第十九条第一項(第一号に係る部分に限る)」及び第二項、第十九条の二並びに第十九条の三第四項及び第五項」に改める。

第三十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「取扱」を「取扱い」に、「積付」を「積付け」に、「積込」を「積込み」に、「陸揚」を「陸揚げ」に改め、同条第二号中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第三号中「届け出た」を「公示した」に改め、

同条第四号中「且つ」を「かつ」に、「申し合わせ」を「申合せ」に改め、同条第五号中「申し合わせ」を「申合せ」に改め、同条第六号中「もつぱら」を「専ら」に、「申し合わせ」を「申合せ」に改める。

第三十条の三中「届け出た」を「公示した」に改め、「専ら」に、「申し合わせ」を「申合せ」に改める。

第四十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十一条第三項」を「第八条第一項(第二十三条の二第一項において準用する場合を含む。)、第八条第三項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)、第十一条第三項」に改め、「若しくは第六項」及び「これらの規定を」を適用する場合を含む。、第十一条第三項に改め、「若しくは第六項」及び「これらの規定を」を適用する場合を含む。、第八条第三項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)を削り、「第十九条の三第七項」を「第十九条の三第六項」に改め、同条第二号中「又は第十九条の六(第十九条の七において準用する場合を含む。)」を削り、「第十九条の三第七項」を「第十九条の三第六項」に改め、「第十九条の七において準用する場合を含む。」の規定による公示をしない場合を含む。」を削り、同条に次の一号を加える。

三 第十九条の六(第十九条の七において準用する場合を含む。)の規定による公示をしない場合を含む。」を削り、同条に次の一号を加える。

三第十四条の二第一号中「及び第三十三条の三第三項」を削る。

三第三十五条第二号中「及び第三十三条の三第三項」を削り、同条第三号中「第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第三項」を「及び第三十三条の二第二項」に改め、同条第四号及び第五号中「第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

三第三十七条第一号中「第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第三項」を「及び第三十三条の二第一項」に改め、同条第二号中「第三十三条の二第一項」を「又は第三十二条の二又は第三十三条の三第二項」を「又は第三十二条の二」に改め、同条第三号及び第四号中「第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

三第十八条第一号中「第三十三条の三第三項」を「第三十三条の二第一項」に改め、「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の二第一項」に改め、「第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除 第三十三条の三を削り、第二十三條の四を第三十三条の三とする。

第三十四条の二第一号中「及び第三十三条の三第三項」を削る。

五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「製造時等検査代行機関」という。)の検査を受けた場合

二 輸入された特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)について、当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合

三 次項に定めるものほか、次に掲げる場合に、労働省令で定めた特定機械等を製造した者は、労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関の検査(製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものに係る検査に限る。)を受けることができる。

一 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われ

(内航海運業法の一部改正)

第三十六条 内航海運業法(昭和二十七年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除 第三十八条 船舶法(明治三十一年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第二十七条中「第八条」を「第九条」に改める。

第二十七条 削除 第三十九条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

一 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われ

(港湾運送事業法の一部改正)

第三十七条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七章 労働省関係

第四十条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第

相当する割引に係るものは、それぞれ同条第二項又は第三項の規定によりした届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十二条、第十三条第一項、第十三条第二項、第十四条、第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十七条第一項、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第一条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(非訟事件手続法の一部改正)

第二十二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第百三十六条中「若クハ無尽管理業」を削る。

第一百三十七条及び第一百三十八条ノ一中「若ハ無尽管理業」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表輸出入取引審議会の項中「、輸出品デザイン法及び輸出中小企業製品統一商標法(昭和四十五年法律第八十五号)」を及び輸出品デザイン法に改める。

(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)

第二十四条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改

正する。

第一項第四項中「若しくは同法第三十一条第一項から第三項まで」を、同法第三十条の二第一項若しくは第三十一条に改め、同条第五

(運輸省設置法の一部改正)

第二十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十四号の二及び同百六十四号の三中「附帯業務を含む。以下同じ。」を削り、同項第百六十四号の五中「利用

運送事業」及び「運送取次事業」の下に「附帯業務を含む。次条及び第四十条第一項第七十六条において同じ。」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第二十六条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七条号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項中第八号を削

り、第七号を第八号とし、第六号の三を第七号

とする。

別表第二十二号(十)を次のように改める。

(十一) 削除 別表第三第二号(十九)を次のように改める。

(十二) 削除 别表第三第一号(十九)を次のように改める。

(十三) 削除 别表第三第一号(四十六)を削り、(四十五の一)

を(四十六)とし、(八十四)を削り、(八十三の五)を(八十四)とする。

別表第四第一号(五)を削り、(五の一)を(五)とす

た。よって要領書を添えて報告する。

平成六年十月二十七日

内閣委員長 国野 裕

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

年法律第九十五号の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十九万四千円」を「二十九万九千円」に改め、同項第二号中「五万百

円」を「五万五百円」に改める。

第十二条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項第二号の次に次の二

項を加える。

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他のこれに準ずる区域(以下「島等」という。)に所

在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に機、トンネルその他

他の施設(以下「橋等」という。)を利用して、当該

橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(前項の規定による額

が四万円以下となる職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則

で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額及びその額を負担しないものとした場合における

同項の規定による額の合計額とする。

第十九条の二第一項中「三千二百円」を「三千三百円」に、「一万四千円」を「一万五千円」に、「五千六百円」を「六千円」に、「四千八百円」を「四千九百五十円」に、「二万五千円」を「二万一千五百円」に、「八千四百円」を「九千円」に改め、同条第二項中「一万五千円」を「一万六千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。

第二十二条第一項中「三万七千五百円」を「三万八千円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改め

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

外 市 (報)

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（-）

俸給月額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号	俸給月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	180,500	212,400	229,700	249,500	268,500	289,300	323,400	362,000	411,400
2	132,300	167,200	187,300	220,400	238,300	258,300	277,600	298,000	335,300	374,500	426,400
3	136,500	173,700	183,900	228,600	247,100	267,100	286,900	308,900	347,200	387,200	441,500
4	141,600	180,500	200,500	237,200	255,600	276,000	296,200	319,200	359,100	398,900	456,700
5	145,800	186,200	207,500	245,900	263,900	284,900	305,800	329,500	371,000	412,900	471,900
6	151,800	191,100	215,200	254,300	272,300	293,800	315,500	339,700	383,000	425,700	487,200
7	157,400	195,900	222,800	262,500	280,700	303,000	325,400	349,800	395,300	438,400	502,800
8	163,200	200,700	230,000	270,700	286,900	312,300	335,200	359,900	407,600	451,100	518,600
9	167,600	205,100	236,400	278,700	297,200	321,700	345,100	370,000	419,900	463,800	534,300
10	171,000	209,500	242,600	286,600	305,500	331,400	354,800	380,100	431,700	476,500	540,800
11	173,900	213,900	248,700	284,400	313,700	341,300	364,600	390,200	443,200	487,700	562,000
12	176,600	218,300	254,400	302,100	321,700	351,100	374,600	400,200	454,500	498,100	570,000
13	178,200	222,600	260,100	309,600	329,700	360,800	383,100	410,300	464,100	506,900	577,600
14	181,400	226,000	285,500	317,100	337,400	370,200	391,200	420,000	472,000	514,100	583,800
15	183,500	229,100	270,800	323,900	343,700	378,700	398,300	427,700	478,800	518,700	588,600
16	185,100	232,200	275,700	330,300	349,600	385,600	404,800	435,000	485,200	529,200	600,000
17		235,300	280,200	335,000	354,900	392,200	410,500	438,900	488,800	536,900	614,000
18		238,200	284,100	339,200	359,300	396,800	415,400	444,500	494,100	544,900	624,000
19		240,200	287,700	343,300	363,400	401,300	420,100	448,900	492,800	552,900	634,000
20			290,600	346,300	367,200	405,800	424,400				
21			293,400	349,200	370,500	410,200	428,300	456,600			
22			296,100	352,000	373,800	414,300	432,000				
23			298,800	355,000	377,200	418,000					
24			301,300	358,100	380,500	421,600					
25			303,800	361,000	383,300						
26			306,200	363,800	386,100						
27			308,600	366,200							
28			311,000	368,600							
29			313,400								
30			315,700								
31			317,900								
32			320,100								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

□ 行政職俸給表(二)						
職務の組	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	161,300	178,000	195,700	220,500	248,100
2	118,500	167,800	184,500	201,400	227,200	255,200
3	122,200	173,400	190,100	207,500	233,900	262,400
4	125,800	178,900	195,700	213,900	240,700	270,200
5	129,200	183,800	201,300	220,400	247,400	278,000
6	133,200	188,700	207,300	226,900	254,100	286,200
7	137,800	193,500	213,400	232,900	260,600	294,500
8	142,500	198,500	218,400	238,700	268,600	303,000
9	148,300	203,400	225,400	244,400	272,300	311,400
10	154,300	208,400	231,200	250,100	277,900	319,600
11	161,100	213,500	236,700	255,400	283,600	327,700
12	167,600	218,400	242,100	260,500	289,300	335,800
13	173,100	223,200	247,300	252,300	270,700	300,800
14	178,200	227,900	252,300	275,200	306,200	350,800
15	182,600	232,500	257,200	275,700	307,800	371,800
16	186,900	236,800	262,000	280,900	311,600	384,700
17	191,100	240,800	267,000	285,500	316,900	371,400
18	195,000	244,700	272,000	288,900	321,800	377,500
19	198,400	248,400	276,700	293,700	326,400	383,100
20	201,100	251,100	281,000	297,300	330,700	388,200
21	204,000	253,400	284,300	300,700	334,800	383,100
22	206,900	255,800	287,300	304,100	338,700	387,400
23	209,700	258,000	290,000	307,200	341,600	400,800
24	212,500	260,200	292,700	310,300	344,400	414,200
25	214,900	262,300	295,100	313,100	346,900	426,700
26	217,200	264,400	297,500	315,800	349,300	439,700
27	219,400	266,700	299,900	318,300	351,700	451,200
28	221,600	268,900	302,300	320,800	358,000	456,600
29	223,700	271,000	304,600	322,800	361,000	460,500
30	225,700	273,000	306,900	325,000	367,300	468,900
31	227,600	275,000	308,900			
32	229,400	276,900				
33	278,800					

備考 この表は、機器の運転操作、応答その他の手作業及びこれらに準ずる業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

職務の組	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	213,600	250,800	290,200	323,400	362,000	411,400
2	152,500	221,700	259,700	299,800	335,300	374,500	426,400
3	159,000	230,000	268,900	309,500	347,200	387,200	441,500
4	167,800	239,100	278,000	319,500	359,100	399,900	456,700
5	174,800	247,800	287,200	329,800	371,000	412,800	471,900
6	181,600	256,200	296,700	340,000	383,000	425,700	487,200
7	188,300	264,600	305,300	350,000	395,300	438,400	502,800
8	195,000	272,900	315,800	360,000	407,600	451,100	518,600
9	201,600	281,000	325,600	370,000	419,900	463,800	534,300
10	208,400	288,300	335,400	380,100	431,700	476,500	549,900
11	216,100	297,500	345,200	389,200	443,200	487,700	562,000
12	223,400	305,800	355,000	400,200	454,500	498,100	570,000
13	230,500	313,800	364,700	410,300	464,100	506,900	577,600
14	238,900	321,700	374,100	420,000	472,000	514,100	583,800
15	243,100	329,700	383,200	427,700	479,800	518,700	588,900
16	249,200	337,000	391,200	435,000	485,200		
17	254,800	342,500	398,300	439,900	488,800		
18	260,200	346,800	402,900	444,500	494,100		
19	265,500	350,900	407,300	448,900			
20	270,800	354,500	411,800	452,800			
21	275,700	358,000	416,200	456,600			
22	280,200	361,000	420,500				
23	284,100	364,000	424,700				
24	287,700	366,900	428,300				
25	290,600						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

(外) 報 価

職種の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額 円										
1	—	—	207,600	240,600	259,300	278,800	298,000	318,600	350,100	385,600	425,800
2	147,700	190,000	214,900	249,100	268,100	288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
3	153,800	195,900	221,500	257,900	276,900	297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
4	160,800	203,600	228,100	266,700	285,900	306,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
5	167,900	209,000	234,500	275,500	294,600	316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
6	175,100	213,300	241,700	284,300	303,200	326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
7	183,200	217,300	248,800	288,000	312,000	336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
8	190,100	221,700	254,500	301,300	320,800	345,900	366,700	389,200	422,100	464,800	518,800
9	192,800	224,900	260,100	309,600	328,200	355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
10	195,500	228,000	265,700	317,600	337,600	365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
11	197,500	231,000	271,100	325,800	345,000	375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
12	199,400	234,000	276,400	333,500	351,500	385,800	407,400	430,700	463,200	505,800	570,000
13	201,200	237,000	280,800	339,300	357,900	396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
14	202,800	240,000	285,200	344,200	364,200	405,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
15	242,100	289,000	348,900	370,000	416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	586,600	
16		282,700	353,300	375,700	423,200	441,000	468,400	497,500			
17		294,800	357,000	380,800	430,000	446,900	473,500	501,900			
18			360,400	385,100	435,700	452,600	478,400	506,000			
19			363,500	389,400	440,400	457,200	483,200				
20			366,500	393,300	445,000	461,700	487,200				
21			369,200	386,100	449,300	465,600	491,000				
22			371,900	453,500	469,300						
23			374,300	457,200	460,800						
24											

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徵収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外 報 号

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

俸給月額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 154,100	169,200	194,500	225,600	259,800	278,300	288,000	318,600	350,100	385,600	425,800	425,800
2 160,700	176,100	202,300	232,900	268,700	288,000	307,700	328,600	360,100	395,000	438,000	438,000
3 167,500	185,100	210,100	241,900	277,700	297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200	450,200
4 174,200	194,300	217,100	256,600	295,600	316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	472,100	472,100
5 182,500	201,400	223,900	267,500	304,200	326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200	487,200
6 191,600	208,400	230,700	276,400	313,000	335,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800	502,800
7 198,700	215,300	237,300	285,300	321,400	345,900	366,700	389,200	422,100	464,600	518,600	518,600
8 205,700	221,600	245,200	294,200	330,100	355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300	534,300
9 212,600	228,000	252,900	302,300	338,600	365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900	549,900
10 218,800	234,600	260,700	310,500	347,100	375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000	562,000
11 225,200	241,300	268,500	318,700	355,600	385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000	570,000
12 231,800	248,900	276,400	326,900	364,000	396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600	577,600
13 238,400	256,400	284,000	335,200	372,400	406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800	583,800
14 246,000	264,100	291,600	343,000	380,800	416,100	438,800	460,300	492,500	528,200	588,600	588,600
15 253,500	271,700	299,500	350,900	389,000	423,200	441,000	468,400	497,500	530,900	591,900	591,900
16 260,700	278,700	307,600	358,800	397,000	430,000	446,800	473,500	501,900	536,000	596,000	596,000
17 267,400	285,700	315,800	366,800	404,100	435,700	452,600	478,400	507,200	543,100	601,900	601,900
18 273,700	292,800	324,100	374,700	410,600	440,400	457,200	483,200	510,100	546,800	606,000	606,000
19 280,200	299,700	331,800	382,400	415,100	445,000	461,700	487,200	514,000	551,800	611,900	611,900
20 286,800	306,600	339,700	390,000	419,300	448,300	465,600	491,000	518,000	555,800	616,900	616,900
21 293,200	313,400	347,600	397,100	423,300	453,300	470,600	497,400	524,200	561,100	623,900	623,900
22 299,800	320,200	355,600	403,600	427,200	457,200	483,200	510,100	536,800	574,100	631,900	631,900
23 306,100	326,900	363,500	407,800	431,000	460,800	486,600	513,200	540,100	577,800	639,900	639,900
24 312,100	333,700	371,200	411,900	434,200	461,700	487,200	514,000	546,800	583,800	646,900	646,900
25 318,300	340,600	378,800	415,600	448,300	476,300	503,000	530,100	557,800	594,100	654,900	654,900
26 324,200	347,700	385,900	419,300	452,300	479,200	506,600	533,200	560,100	597,800	661,900	661,900
27 329,800	354,000	392,400	423,100	457,200	483,100	510,100	536,800	561,100	598,800	668,900	668,900
28 334,300	360,600	396,700	426,100	460,800	486,600	513,200	540,100	567,800	604,100	675,900	675,900
29 338,600	364,600	400,700	428,100	463,000	489,200	516,600	543,100	570,100	607,800	682,900	682,900
30 343,200	369,600	404,400	411,900	437,400	464,200	487,200	514,000	540,100	577,800	689,900	689,900
31 347,800	373,000	408,100	414,900	441,700	467,400	491,000	518,000	545,800	581,100	696,900	696,900
32 350,400	376,300	411,900	417,800	447,400	472,100	497,200	524,200	551,100	587,800	703,900	703,900
33 353,000	379,600	414,900	421,700	451,000	476,800	503,000	530,100	557,800	594,100	710,900	710,900
34 355,600	383,000	417,800	424,400	453,700	479,200	506,600	533,200	560,100	597,800	717,900	717,900
35 358,200	386,700	421,200	428,100	457,200	483,100	510,100	536,800	561,100	598,800	724,900	724,900
36											

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 報 告

口 公安職俸給表(二)

職務別 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額 円										
1											
2	147,700	190,000	214,900	249,100	268,100	288,000	307,700	328,600	360,100	385,600	425,800
3	154,100	196,900	221,500	257,900	276,900	297,200	317,500	338,600	370,200	398,000	438,000
4	161,500	203,600	228,100	266,700	285,900	306,700	327,300	348,600	380,400	410,400	450,200
5	169,200	209,000	234,500	275,500	294,600	316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
6	176,900	214,200	241,700	284,300	303,200	326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
7	183,700	219,000	248,800	293,000	312,800	336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
8	190,100	223,800	255,300	301,300	320,800	345,900	366,700	389,200	422,100	464,600	518,800
9	194,300	228,300	261,600	309,600	329,200	355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
10	198,200	232,700	267,900	317,600	337,600	365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	559,900
11	202,200	237,400	274,000	325,600	345,700	375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
12	206,100	242,600	279,800	333,500	353,400	385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
13	209,800	247,800	285,500	340,400	361,000	396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
14	213,200	252,800	291,200	346,300	368,600	406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
15	216,500	257,400	297,000	351,900	375,500	416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
16	219,700	261,600	301,900	357,100	381,800	423,200	441,000	468,400	497,500		
17	222,900	265,300	306,800	361,300	387,800	430,000	446,900	473,500	501,900		
18	225,500	269,000	311,200	365,000	382,500	435,700	452,600	478,400	506,000		
19	228,000	271,100	314,900	368,700	397,000	440,400	457,200	483,200	511,700		
20	230,300		317,800	372,200	401,100	445,000	461,700	487,200			
21	232,300		320,400	375,600	404,700	449,300	465,600	491,000			
22			323,100	378,400	407,500	453,500	469,300				
23			325,700	381,100	457,200						
24			328,400	383,500	460,800						
25			331,000								
26			333,200								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円						
1	—	—	244,800	285,700	318,800	356,500	440,600
2	158,800	210,000	253,000	296,800	330,800	369,500	453,800
3	168,000	218,300	261,300	307,800	342,000	382,500	466,900
4	177,300	226,400	271,300	318,700	352,900	395,400	480,600
5	186,700	233,800	281,200	329,400	363,800	408,200	492,800
6	196,700	241,100	291,100	338,800	374,600	420,800	505,300
7	206,400	247,600	300,500	350,000	385,100	433,300	517,800
8	212,700	254,000	309,700	359,700	385,400	445,800	528,700
9	218,400	261,400	318,000	369,300	405,400	457,900	540,700
10	222,800	268,400	326,200	378,300	415,300	469,400	549,900
11	226,300	275,100	334,400	386,900	425,100	480,800	558,000
12	229,700	281,300	342,300	396,400	434,700	492,100	567,300
13	233,100	286,900	350,100	405,800	443,900	502,100	574,900
14	238,300	292,400	357,800	414,900	452,900	511,100	586,700
15	239,500	297,200	365,500	422,800	460,300	519,100	595,300
16	242,700	301,900	372,900	430,700	466,800	526,700	601,700
17	246,000	306,500	380,200	438,500	472,900	533,500	618,900
18	249,200	309,800	387,000	444,400	478,600	538,700	626,000
19	251,300	391,000	449,100	484,200	543,700	581,000	646,800
20	394,900	453,800	489,600	547,900	574,000	621,200	686,000
21	398,800	458,400	494,200	552,000	574,000	625,800	691,000
22	402,600	462,800	498,300	566,100	581,700	632,200	707,000
23	406,400	467,100	502,200	576,100	591,700	642,200	717,000
24	410,100	471,300	506,100	586,100	601,700	652,200	727,000
25	413,700	475,100	510,000	590,100	605,700	656,200	731,000
26	417,100	478,800	514,000	594,100	609,700	660,200	735,000
27	420,500	482,500	517,900	598,900	614,700	664,200	739,000
28	423,900	—	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の事業所に就業する船員に就くものに適用する。

口 海事職俸給表（二）

イ 海事職俸給表（二）

職種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	198,100	223,400	253,800	285,300
2	134,600	168,500	204,500	230,200	261,700	293,200
3	138,300	176,100	210,300	237,400	268,800	301,100
4	143,000	184,400	216,600	245,300	277,400	308,000
5	148,500	191,500	223,300	253,400	284,300	317,000
6	154,300	197,600	230,100	261,200	290,900	325,300
7	161,000	203,700	237,300	268,800	297,300	333,700
8	168,200	208,700	245,100	275,400	303,500	342,200
9	175,200	214,400	253,000	281,700	309,500	350,600
10	183,190	220,200	266,800	288,000	315,500	359,000
11	190,100	226,100	267,800	294,000	321,600	367,400
12	196,100	232,100	274,100	299,600	327,700	376,100
13	202,000	237,700	280,300	304,800	333,800	384,400
14	206,900	243,600	286,500	309,900	339,600	382,400
15	211,800	249,500	292,000	314,800	345,500	399,700
16	216,700	255,200	297,400	319,600	351,000	406,800
17	221,500	260,800	302,200	323,900	356,100	413,500
18	225,900	266,100	307,000	328,100	360,900	419,900
19	230,600	271,400	311,600	332,200	364,400	426,000
20	234,800	276,000	315,600	335,800	367,900	431,700
21	237,800	279,900	319,200	339,400	371,400	436,900
22	240,700	283,100	322,300	342,500	374,800	441,400
23	242,700	286,200	325,400	345,300	378,200	445,100
24	288,900	328,100	348,100	381,600	384,600	—
25	291,400	330,800	350,800	384,100	387,500	—
26	283,800	333,100	353,300	387,500	390,400	—
27	298,300	335,700	355,800	392,200	395,000	—
28	300,400	338,200	358,300	397,500	400,200	—
29	304,400	340,700	362,800	399,800	403,500	—
30	342,900	342,900	—	—	—	—

備考 この表は、船員に就く職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

口 報 告 (外)

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職位の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	243,500	277,900	349,000
2	158,100	198,800	252,300	288,800	361,000
3	165,800	207,100	261,300	299,800	373,000
4	175,600	215,600	270,600	310,800	385,000
5	185,700	224,500	280,400	321,800	397,200
6	193,100	233,300	290,300	333,000	409,200
7	200,200	242,100	300,500	344,000	421,100
8	207,500	250,900	316,900	355,100	433,000
9	215,400	259,700	320,700	366,100	445,000
10	224,100	268,700	330,500	377,000	457,000
11	230,900	277,800	340,300	387,600	469,200
12	238,100	286,700	350,000	397,100	481,500
13	247,000	295,600	359,800	406,500	494,000
14	254,600	303,300	368,500	415,700	506,600
15	261,700	311,000	378,000	424,600	519,500
16	268,800	317,800	388,100	433,100	531,900
17	275,200	324,400	397,200	441,400	543,000
18	281,600	331,100	405,700	449,500	554,000
19	287,800	337,600	413,900	457,300	564,700
20	293,700	343,900	421,900	484,900	574,800
21	299,600	350,200	429,600	472,500	584,000
22	305,100	356,500	437,200	480,000	591,100
23	310,200	362,700	444,000	486,800	596,200
24	315,300	368,800	450,700	493,500	601,000
25	319,500	374,800	455,500	499,600	606,600
26	323,600	380,200	459,400	503,900	612,000
27	327,500	384,400	463,300	507,500	616,700
28	331,200	388,200	467,200	511,000	621,400
29	334,600	391,900	470,500	473,700	626,100
30	338,700	395,500	473,700	477,000	630,800
31	339,400	399,100	477,000	480,800	634,500
32	342,100	402,700	480,700	484,500	638,200
33	344,700	406,200	485,200	488,000	641,900
34	347,300	409,400	488,700	491,500	645,600
35	349,900	412,500	491,500	494,200	649,300
36	352,400	415,500	495,000	497,700	653,000
37	354,800	417,200	497,500	499,200	656,700
38	357,200	419,500	500,000	501,700	660,400

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教

授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職位の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	293,800	388,000
2	144,800	187,300	303,800	408,200
3	151,200	193,900	316,700	418,500
4	158,100	200,500	323,600	428,700
5	165,800	207,600	330,500	438,900
6	174,600	214,900	345,400	448,200
7	183,900	222,500	353,300	459,500
8	190,300	230,300	363,200	469,800
9	196,700	238,300	373,100	480,400
10	203,100	246,600	383,200	491,100
11	209,800	255,100	393,100	501,900
12	216,600	264,600	405,000	511,600
13	223,800	274,100	417,500	520,300
14	231,300	283,600	428,900	528,000
15	238,900	293,200	436,300	532,600
16	248,700	302,800	445,700	545,000
17	254,300	312,400	455,000	554,400
18	261,800	322,300	464,800	564,000
19	268,200	332,000	473,800	573,800
20	275,800	341,700	482,400	582,400
21	282,300	351,200	490,800	591,800
22	288,400	360,700	499,000	600,000
23	294,500	370,100	508,000	608,000
24	300,600	376,500	517,200	616,200
25	306,700	386,400	526,000	624,000
26	312,700	396,700	535,000	632,700
27	318,700	405,000	545,000	641,400
28	324,700	413,400	554,000	649,100
29	330,300	421,700	563,000	657,700
30	334,500	428,900	572,000	666,200
31	338,500	435,900	581,000	674,100
32	342,300	441,700	590,000	681,900
33	346,500	449,900	599,000	689,700
34	350,500	458,000	608,000	697,400
35	354,500	465,800	617,000	705,100
36	358,500	473,600	625,000	712,800
37	362,300	480,500	633,000	720,500
38	365,500	487,400	641,000	728,200
39	368,700	494,300	649,000	735,900
40	371,900	501,200	656,000	743,600

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤

務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、美習助手その他の職員で人

事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人

事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に7,000円をそれぞれ加算した額とする。

外 告 報

八、教育職俸給表(三)

号俸	俸給月額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	12 級	13 級	14 級	15 級	16 級	17 級	18 級	19 級	20 級	21 級	22 級	23 級	24 級	25 級	26 級	27 級	28 級	29 級	30 級	31 級	32 級	33 級	34 級	35 級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	—	144,800	160,200	258,000	393,700	402,700	423,500	444,900	455,900	469,000	481,100	493,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	—	151,200	168,300	268,900	393,700	402,700	423,500	444,900	455,900	469,000	481,100	493,500	165,800	177,100	188,000	198,800	215,900	224,700	233,400	251,300	261,800	270,600	280,400	290,300	300,900	311,700	322,800	333,000	344,000	355,100	366,100	377,000	387,600	398,400	531,600	542,700	553,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	—	158,100	174,600	193,900	308,800	439,000	448,400	457,300	465,600	473,700	481,400	489,000	190,300	200,300	214,900	222,300	238,100	247,800	256,700	265,500	274,400	283,300	292,200	301,100	310,900	320,800	330,700	340,600	350,500	360,400	370,300	380,200	390,100	400,000	410,900	420,800	430,700	440,600	450,500	460,400	470,300	480,200	490,100	500,000	510,900	520,800	530,700	540,600	550,500	560,400	570,300	580,200	590,100	600,000	610,900	620,800	630,700	640,600	650,500	660,400	670,300	680,200	690,100	700,000	710,900	720,800	730,700	740,600	750,500	760,400	770,300	780,200	790,100	800,000	810,900	820,800	830,700	840,600	850,500	860,400	870,300	880,200	890,100	900,000	910,900	920,800	930,700	940,600	950,500	960,400	970,300	980,200	990,100	1000,000	1010,900	1020,800	1030,700	1040,600	1050,500	1060,400	1070,300	1080,200	1090,100	1100,000	1110,900	1120,800	1130,700	1140,600	1150,500	1160,400	1170,300	1180,200	1190,100	1200,000	1210,900	1220,800	1230,700	1240,600	1250,500	1260,400	1270,300	1280,200	1290,100	1300,000	1310,900	1320,800	1330,700	1340,600	1350,500	1360,400	1370,300	1380,200	1390,100	1400,000	1410,900	1420,800	1430,700	1440,600	1450,500	1460,400	1470,300	1480,200	1490,100	1500,000	1510,900	1520,800	1530,700	1540,600	1550,500	1560,400	1570,300	1580,200	1590,100	1600,000	1610,900	1620,800	1630,700	1640,600	1650,500	1660,400	1670,300	1680,200	1690,100	1700,000	1710,900	1720,800	1730,700	1740,600	1750,500	1760,400	1770,300	1780,200	1790,100	1800,000	1810,900	1820,800	1830,700	1840,600	1850,500	1860,400	1870,300	1880,200	1890,100	1900,000	1910,900	1920,800	1930,700	1940,600	1950,500	1960,400	1970,300	1980,200	1990,100	2000,000	2010,900	2020,800	2030,700	2040,600	2050,500	2060,400	2070,300	2080,200	2090,100	2100,000	2110,900	2120,800	2130,700	2140,600	2150,500	2160,400	2170,300	2180,200	2190,100	2200,000	2210,900	2220,800	2230,700	2240,600	2250,500	2260,400	2270,300	2280,200	2290,100	2300,000	2310,900	2320,800	2330,700	2340,600	2350,500	2360,400	2370,300	2380,200	2390,100	2400,000	2410,900	2420,800	2430,700	2440,600	2450,500	2460,400	2470,300	2480,200	2490,100	2500,000	2510,900	2520,800	2530,700	2540,600	2550,500	2560,400	2570,300	2580,200	2590,100	2600,000	2610,900	2620,800	2630,700	2640,600	2650,500	2660,400	2670,300	2680,200	2690,100	2700,000	2710,900	2720,800	2730,700	2740,600	2750,500	2760,400	2770,300	2780,200	2790,100	2800,000	2810,900	2820,800	2830,700	2840,600	2850,500	2860,400	2870,300	2880,200	2890,100	2900,000	2910,900	2920,800	2930,700	2940,600	2950,500	2960,400	2970,300	2980,200	2990,100	3000,000	3010,900	3020,800	3030,700	3040,600	3050,500	3060,400	3070,300	3080,200	3090,100	3100,000	3110,900	3120,800	3130,700	3140,600	3150,500	3160,400	3170,300	3180,200	3190,100	3200,000	3210,900	3220,800	3230,700	3240,600	3250,500	3260,400	3270,300	3280,200	3290,100	3300,000	3310,900	3320,800	3330,700	3340,600	3350,500	3360,400	3370,300	3380,200	3390,100	3400,000	3410,900	3420,800	3430,700	3440,600	3450,500	3460,400	3470,300	3480,200	3490,100	3500,000	3510,900	3520,800	3530,700	3540,600	3550,500	3560,400	3570,300	3580,200	3590,100	3600,000	3610,900	3620,800	3630,700	3640,600	3650,500	3660,400	3670,300	3680,200	3690,100	3700,000	3710,900	3720,800	3730,700	3740,600	3750,500	3760,400	3770,300	3780,200	3790,100	3800,000	3810,900	3820,800	3830,700	3840,600	3850,500	3860,400	3870,300	3880,200	3890,100	3900,000	3910,900	3920,800	3930,700	3940,600	3950,500	3960,400	3970,300	3980,200	3990,100	4000,000	4010,900	4020,800	4030,700	4040,600	4050,500	4060,400	4070,300	4080,200	4090,100	4100,000	4110,900	4120,800	4130,700	4140,600	4150,500	4160,400	4170,300	4180,200	4190,100	4200,000	4210,900	4220,800	4230,700	4240,600	4250,500	4260,400	4270,300	4280,200	4290,100	4300,000	4310,900	4320,800	4330,700	4340,600	4350,500	4360,400	4370,300	4380,200	4390,100	4400,000	4410,900	4420,800	4430,700	4440,600	4450,500	4460,400	4470,300	4480,200	4490,100	4500,000	4510,900	4520,800	4530,700	4540,600	4550,500	4560,400	4570,300	4580,200	4590,100	4600,000	4610,900	4620,800	4630,700	4640,600	4650,500	4660,400	4670,300	4680,200	4690,100	4700,000	4710,900	4720,800	4730,700	4740,600	4750,500	4760,400	4770,300	4780,200	4790,100	4800,000	4810,900	4820,800	4830,700	4840,600	4850,500	4860,400	4870,300	4880,200	4890,100	4900,000	4910,900	4920,800	4930,700	4940,600	4950,500	4960,400	4970,300	4980,200	4990,100	5000,000	5010,900	5020,800	5030,700	5040,600	5050,500	5060,400	5070,300	5080,200	5090,100	5100,000	5110,900	5120,800	5130,700	5140,600	5150,500	5160,400	5170,300	5180,200	5190,100	5200,000	5210,900	5220,800	5230,700	5240,600	5250,500	5260,400	5270,300	5280,200	5290,100	5300,000	5310,900	5320,800	5330,700	5340,600	5350,500	5360,400	5370,300	5380,200	5390,100	5400,000	5410,900	5420,800	5430,700	5440,600	5450,500	5460,400	5470,300	5480,200	5490,100	5500,000	5510,900	5520,800	5530,700	5540,600	5550,500	5560,400	5570,300	5580,200	5590,100	5600,000	5610,900	5620,800	5630,700	5640,600	5650,500	5660,400	5670,300	5680,200	5690,100	5700,000	5710,900	5720,800	5730,700	5740,600	5750,500	5760,400	5770,300	5780,200	5790,100	5800,000	5810,900	5820,800	5830,700	5840,600	5850,500	5860,400	5870,300	5880,200	5890,100	5900,000	5910,900	5920,800	5930,700	5940,600	5950,500	5960,400	5970,300	5980,200	5990,100	6000,000	6010,900	6020,800	6030,700	6040,600	6050,500	6060,400	6070,300	6080,200	6090,100	6100,000	6110,900	6120,800	6130,700	6140,600	6150,500	6160,400	6170,300	6180,200	6190,100	6200,000	6210,900	6220,800	6230,700	6240,600	6250,500	6260,400	6270,300	6280,200	6290,100	6300,000	6310,900	6320,800	6330,700	6340,600	6350,500	6360,400	6370,300	6380,200	6390,100	6400,000	6410,900	6420,800	6430,700	6440,600	6450,500	6460,400	6470,300	6480,200	6490,100	6500,000	6510,900	6520,800	6530,700	6540,600	6550,500	6560,400	6570,300	6580,200	6590,100	6600,000	6610,900	6620,800	6630,700	6640,600	6650,500	6660,400	6670,300	6680,200	6690,100	6700,000	6710,900	6720,800	6730,700	6740,600	6750,500	6760,400	6770,300	6780,200	6790,100	6800,000	6810,900	6820,80

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	247,700	288,400	333,000	383,000
2	132,400	179,500	257,300	298,300	345,200
3	136,600	189,400	287,000	308,600	357,300
4	141,700	197,700	276,800	319,000	369,400
5	147,700	208,200	286,600	329,600	381,600
6	155,300	215,200	286,400	340,100	394,800
7	163,300	223,300	306,500	350,200	408,100
8	171,700	231,400	316,700	360,000	422,100
9	179,600	239,500	326,900	369,700	436,100
10	186,500	247,600	336,800	379,400	450,000
11	193,600	255,300	346,000	389,100	463,900
12	200,800	262,700	354,700	398,700	477,800
13	208,100	269,900	363,000	408,200	491,600
14	215,400	276,900	370,400	417,700	505,100
15	223,500	283,800	377,500	427,200	518,400
16	231,500	290,500	384,500	436,700	531,700
17	237,600	297,300	391,300	446,100	545,200
18	243,700	304,100	398,100	455,400	556,700
19	249,800	311,100	404,800	464,500	565,300
20	255,400	318,100	411,000	472,200	572,800
21	261,000	325,000	416,800	479,900	579,000
22	266,600	331,900	422,300	485,400	584,400
23	272,000	338,800	427,400	490,100	588,600
24	277,300	344,300	432,000	494,100	592,800
25	282,400	349,600	438,300		
26	286,600	353,700	439,900		
27	290,600	357,600	443,400		
28	293,700	361,500			
29	296,800	365,300			
30	299,700	369,100			
31	302,400	372,300			
32	304,900				

外(号)報

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	288,000	325,800	375,800	417,100
2	230,700	289,800	337,900	429,800	
3	240,100	311,700	350,100	442,100	
4	250,500	323,700	362,500	454,200	
5	281,200	335,700	374,700	466,300	
6	272,800	347,800	386,800	478,400	
7	284,500	359,900	399,400	490,100	
8	296,300	372,100	412,300	501,600	
9	308,000	384,300	424,800	512,900	
10	319,400	395,700	437,000	524,200	
11	329,200	408,000	449,100	535,500	
12	338,600	418,500	460,700	546,300	
13	347,900	428,600	472,200	557,100	
14	357,100	438,400	483,500	567,800	
15	366,300	448,200	494,700	577,800	
16	375,400	457,800	505,700	587,300	
17	384,400	467,400	516,400	596,100	
18	392,500	477,000	527,100	603,300	
19	397,900	484,600	537,700	608,600	
20	408,300	491,800	546,000	613,400	
21	406,400	498,300	554,100	559,700	
22		503,100	565,000		
23		507,800	570,100		
24		512,300	574,600		
25		516,800			
26		520,500	578,900		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 報 (号外)

□ 医療費等給表(二)

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
年齢	俸給月額							
1	—	—	—	200,500	222,700	258,300	299,000	333,700
2	136,700	172,400	207,000	230,600	267,500	308,900	345,500	412,800
3	142,200	178,700	213,800	238,900	276,800	318,800	357,400	425,700
4	148,700	185,000	221,600	247,200	288,100	328,700	369,300	438,800
5	155,300	191,300	229,400	255,500	295,400	338,600	381,200	452,200
6	162,400	197,500	237,500	263,800	304,700	348,500	393,300	465,500
7	169,600	203,600	245,600	272,100	314,300	358,500	405,800	473,600
8	175,600	209,600	253,700	280,600	324,000	368,600	416,400	484,000
9	181,500	216,200	261,900	288,000	333,600	378,900	430,700	507,800
10	186,800	223,400	270,100	287,600	343,300	388,300	442,600	521,800
11	191,600	230,300	278,200	306,100	353,100	398,500	454,200	525,800
12	196,400	236,800	285,200	314,400	362,400	409,700	464,100	537,300
13	201,100	243,100	294,100	322,700	371,500	419,600	472,000	544,400
14	205,300	249,400	302,000	330,800	380,000	427,500	479,800	551,200
15	208,700	255,200	309,800	338,800	387,200	434,900	487,400	556,600
16	214,100	260,800	317,500	345,200	394,100	439,900	491,900	561,100
17	218,500	266,200	324,700	351,200	400,000	444,500	496,200	565,100
18	222,800	271,500	331,500	357,100	405,700	448,900	492,800	569,700
19	226,300	276,400	335,600	361,400	410,500	452,800	499,200	574,700
20	228,400	281,100	341,300	365,600	414,900	456,600	501,100	581,100
21	232,400	284,700	345,300	369,700	419,200	459,200	501,200	583,200
22	234,900	287,500	348,500	373,400	422,800	462,800	504,800	585,800
23	236,900	290,300	351,500	376,900	426,500	466,500	507,500	587,500
24	282,900	354,400	380,100	—	—	—	—	—
25	285,400	357,300	383,000	—	—	—	—	—
26	297,600	360,100	385,800	—	—	—	—	—
27	299,900	362,900	388,600	—	—	—	—	—
28	302,100	365,400	391,200	—	—	—	—	—
29	307,800	367,800	393,200	—	—	—	—	—
30	318,900	370,200	395,200	—	—	—	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師、看護士その他の職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

△ 医療費等給表(三)

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
年齢	俸給月額						
1	—	—	—	215,800	236,800	267,200	302,600
2	149,800	175,900	222,000	248,900	287,500	312,200	347,500
3	155,000	184,000	229,300	251,100	288,900	322,100	359,400
4	160,900	192,600	236,500	258,300	292,100	332,200	371,300
5	166,800	195,200	243,600	265,700	301,300	342,200	383,300
6	174,800	203,700	250,700	273,200	308,700	352,200	395,800
7	182,900	209,500	257,800	280,800	317,000	362,300	408,800
8	190,200	215,500	268,500	288,300	325,300	372,500	413,100
9	195,800	221,700	272,200	296,000	333,200	382,800	423,100
10	200,700	228,600	279,600	303,800	341,200	393,500	445,200
11	205,700	235,700	287,100	311,500	349,300	404,300	457,300
12	210,700	242,800	294,600	319,100	357,400	414,800	468,400
13	216,900	249,900	302,600	336,600	365,500	425,100	477,900
14	221,000	257,000	308,400	334,100	373,800	435,200	487,100
15	226,500	264,100	316,700	341,600	382,100	445,300	495,700
16	232,000	271,100	323,800	348,800	380,800	454,200	503,200
17	237,500	278,100	330,700	356,100	398,500	463,000	508,200
18	243,000	285,000	337,600	363,300	405,500	471,300	512,500
19	249,800	291,700	347,500	370,500	411,100	478,700	516,500
20	253,900	298,400	351,000	376,800	416,200	483,600	521,500
21	259,100	305,100	357,700	382,700	421,200	487,800	526,500
22	264,300	311,500	368,400	388,500	428,300	491,500	531,200
23	268,800	317,900	369,600	393,000	428,800	496,500	536,200
24	273,300	324,200	374,900	397,200	431,500	499,500	541,200
25	277,600	330,300	379,700	400,900	440,700	499,500	545,200
26	281,800	335,400	383,600	404,500	447,100	499,500	549,200
27	285,600	339,800	387,400	407,800	450,100	502,500	552,200
28	289,200	344,100	390,600	409,800	453,100	505,500	555,200
29	292,100	348,200	393,600	413,800	456,100	508,500	558,200
30	294,900	350,900	396,400	416,800	459,100	511,500	561,200
31	297,600	353,800	398,900	419,500	461,200	514,500	564,200
32	300,300	356,200	400,600	422,800	464,200	517,500	567,200
33	302,900	358,800	403,200	425,800	467,200	520,500	570,200
34	305,400	361,400	406,800	428,800	470,200	523,500	573,200
35	307,800	363,800	409,200	431,200	473,200	526,500	576,200
36	310,100	366,200	412,800	434,800	476,200	529,500	579,200
37	312,300	368,600	415,200	437,200	479,200	532,500	582,200
38	314,500	371,000	417,600	440,200	482,200	535,500	585,200
39	316,700	373,400	420,000	443,200	485,200	538,500	588,200
40	318,900	375,800	422,400	446,200	488,200	541,500	591,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	円 575,000
2	637,000
3	708,000
4	785,000
5	846,000
6	910,000
7	992,000
8	1,073,000
9	1,151,000
10	1,232,000
11	1,304,000
12	1,332,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属し、別表第一から別表第九までの改正規定中並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。
この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

7 改正後の法の規定を適用する場合において

は、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内訳とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるものはか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(一部改正))

9 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条中「から第五条まで」を「及び第四条」に改める。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多數をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成六年十月二十七日

内閣委員長 岡野 裕

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成六年度にお

いて、約三千万円である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年十月二十五日
参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 土井たか子

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百三十一万七千円」を「百三十三万一千円」に改め、同条第三項中「百六十一万円」を「百六十二万円」に、「八十三万六千円」を「八十四万六千円」に改める。

第四条第二項中「三万七千五百円」を「三万八千円」に、「六万八千八百円」を「六万九千五百円」に改める。

第九条中「三万七千五百円」を「三万八千円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、一一〇八、〇〇〇円」を「一、一二三四、〇〇〇円」に、「一、六一、〇〇〇円」を「一、六三〇、〇〇〇円」に、「一、五四三、〇〇〇円」を「一、五六一、〇〇〇円」に、「一、三一七、〇〇〇円」を「一、三三一、〇〇〇円」に、「一、三〇七、〇〇〇円」を「一、三〇九、〇〇〇円」に、「一、一九〇、〇〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、一三八、〇〇〇円」を「一、一四五、〇〇〇円」に改める。

別表第一 債給月額の欄中「一」、「四百三十九〇〇円」、「一、五六一、〇〇〇円」は、「一、三〇四九〇、〇〇〇円」、「三〇三一、〇〇〇円」は、「一、一、一一九〇、〇〇〇円」、「一、三〇四九〇、〇〇〇円」は、「一、一、一、〇〇〇円」、「一、〇〇〇円」は、「一、〇〇〇円」は、「一、〇一四〇〇円」は改め。

別表第一 債給月額の欄中「四九一」、「四〇〇円」を「四九八、四〇〇円」は、「四五九、五〇〇円」を「四六一、四〇〇円」は、「四一六、三〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」は、「三七五、〇〇〇円」を「三六〇、三〇〇円」は、「三〇三四、二〇〇円」を「三三八、九〇〇円」は、「三〇〇、八〇〇円」を「三〇五、〇〇〇円」は、「三七五、大〇〇円」を「三七九、五〇〇円」は、「三三五、六〇〇円」を「三五九、一〇〇円」は改め。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定するといふことは、自衛官俸給表の将の欄又は将補の丁欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官による調整手当の支給割合の改定等を行なうとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成六年度において、約百四十億円である。

二、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成六年十月二十一十五日

參議院議長 原 文兵衛殿

一、附 則

(施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法律」といふ)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(給与の内払)
改正後の法律の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法律の規定による給与の内払とみなす。

審査報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十月二十七日

内閣審議長 国野 榛

参議院議長 原 文兵衛殿

別表第一 參事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 令	俸給月額	俸給月額					号 令	俸給月額
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
1	233,300	317,800	355,200	397,600	451,900	1	575,000	
2	242,100	328,400	366,200	411,400	468,400	2	637,000	
3	252,300	339,300	381,300	425,300	484,900	3	708,000	
4	261,700	350,600	394,400	436,300	501,600	4	785,000	
5	274,000	361,900	407,500	453,400	518,300	5	846,000	
6	283,700	373,100	420,700	467,500	535,100	6	910,000	
7	294,900	384,200	434,200	481,500	552,200	7	992,000	
8	304,900	395,300	447,700	495,500	568,600	8	1,073,000	
9	315,100	406,400	461,200	509,500	586,900	9	1,151,000	
10	325,300	417,500	474,200	523,400	604,000	10	1,232,000	
11	325,900	428,600	486,800	535,700	617,300	11	1,304,000	
12	346,500	459,600	498,200	547,100	626,100			
13	357,300	450,600	509,700	556,700	634,300			
14	368,200	461,300	518,400	564,700	641,200			
15	378,100	469,800	527,000	569,800	646,500			
16	389,900	477,800	532,800					
17	400,500	485,200	538,000					
18	410,800	488,100	543,000					
19	420,800	493,000						
20	429,700	497,400						
21	437,500	501,800						
22	444,700							
23	450,900							
24	456,300							
25	460,600							

備考 この表の指定額の欄に定める額の俸給を受けける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

官 報 (号 外)

別表第二
自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七...の三、第二十八...の三関係)

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の司令で定める官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び

空将補の（二）欄に定める額の俸給を支給するものとする。

する。表一 等陸佐、I 等海佐及び等空佐の（一）欄又は（二）欄に記載の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して定められたものである。

平成六年十月二十八日 参議院会議録第五号 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

四一

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律(次項において「法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の〔欄〕をいい、当該階級が二等陸佐、一等海佐又は二等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び二等空佐の〔欄〕、〔欄〕又は〔欄〕をいい、当該階級が二等陸佐、一等海佐又は二等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び二等空佐の〔欄〕、〔欄〕又は〔欄〕をいい。)に対する者が受けた俸給月額以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

四一

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第七号)による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九まで

の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日ににおける俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間について、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用について

ては、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるものはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令によって国会法第八十三条により送付する。

平成六年十月二十五日
参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 土井たか子

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年十月二十七日
参議院議長 原 文兵衛殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十万七千円」を「百三十一万一千円」に、「百六万円」を「百七万三千円」に改め

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴

区	分	報酬月額
最 高 裁 判 所 長 官	二、二三四、〇〇〇円	
最 高 裁 判 所 判 事	一、六三〇、〇〇〇円	
東京高等裁判所長官	一、五六一、〇〇〇円	

い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴い、平成六年度に必要な経費は、約二億二千万円である。

官 報 (号外)

その他の高等裁判所長官	一、四四六、五〇〇円	三八八、四〇〇円
簡易裁判所判事	一、三〇四、〇〇〇円	三六一、一〇〇円
九号	一、一五一、〇〇〇円	三三五、一〇〇円
十号	二号	三一七、〇〇〇円
十一号	三号	一九五、八〇〇円
十二号	四号	一八四、八〇〇円
十三号	五号	一五八、九〇〇円
十四号	六号	一五四、九〇〇円
十五号	七号	一四九、五〇〇円
十六号	八号	一三四、八〇〇円
十七号	九号	一三五、九〇〇円
八号	一〇号	一一一、一〇〇円
九号	一一号	一一七、〇〇〇円
十号	一二号	一一九、八〇〇円
十一号	一三号	一一八、八〇〇円
十二号	一四号	一一五、八〇〇円
十三号	一五号	一一二、九〇〇円
十四号	一六号	一一〇、九〇〇円
十五号	一七号	一一〇、九〇〇円
十六号	一八号	一一〇、九〇〇円
十七号	一九号	一一〇、九〇〇円
十八号	二〇号	一一〇、九〇〇円
十九号	二一號	一一〇、九〇〇円
二十号	二二號	一一〇、九〇〇円
二十一号	二三號	一一〇、九〇〇円
二十二号	二四號	一一〇、九〇〇円
二十三号	二五號	一一〇、九〇〇円
二十四号	二六號	一一〇、九〇〇円
二十五号	二七號	一一〇、九〇〇円
二十六号	二八號	一一〇、九〇〇円
二十七号	二九號	一一〇、九〇〇円
二十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
二十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
三十号	三二號	一一〇、九〇〇円
三十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
三十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
三十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
三十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
三十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
三十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
三十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
三十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
三十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
四十号	三二號	一一〇、九〇〇円
四十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
四十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
四十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
四十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
四十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
四十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
四十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
四十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
四十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
五十号	三二號	一一〇、九〇〇円
五十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
五十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
五十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
五十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
五十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
五十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
五十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
五十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
五十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
六十号	三二號	一一〇、九〇〇円
六十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
六十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
六十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
六十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
六十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
六十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
六十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
六十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
六十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
七十号	三二號	一一〇、九〇〇円
七十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
七十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
七十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
七十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
七十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
七十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
七十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
七十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
七十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
八十号	三二號	一一〇、九〇〇円
八十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
八十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
八十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
八十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
八十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
八十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
八十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
八十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
八十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
九十号	三二號	一一〇、九〇〇円
九十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
九十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
九十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
九十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
九十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
九十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
九十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
九十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
九十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百二十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百二十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百二十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百二十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百二十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百二十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百二十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百二十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百二十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百二十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百三十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百三十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百三十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百三十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百三十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百三十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百三十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百三十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百三十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百三十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百四十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百四十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百四十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百四十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百四十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百四十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百四十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百四十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百四十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百四十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百五十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百五十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百五十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百五十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百五十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百五十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百五十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百五十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百五十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百五十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百六十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百六十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百六十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百六十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百六十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百六十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百六十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百六十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百六十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百六十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百七十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百七十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百七十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百七十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百七十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百七十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百七十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百七十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百七十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百七十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百八十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百八十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百八十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百八十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百八十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百八十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百八十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百八十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百八十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百八十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
一百九十号	三二號	一一〇、九〇〇円
一百九十一号	三三號	一一〇、九〇〇円
一百九十二号	三四號	一一〇、九〇〇円
一百九十三号	三五號	一一〇、九〇〇円
一百九十四号	三六號	一一〇、九〇〇円
一百九十五号	三七號	一一〇、九〇〇円
一百九十六号	三八號	一一〇、九〇〇円
一百九十七号	三九號	一一〇、九〇〇円
一百九十八号	三〇號	一一〇、九〇〇円
一百九十九号	三一號	一一〇、九〇〇円
二百号	三二號	一一〇、九〇〇円

判

事

補

判

事

補

判

事

補

判

事

補

判

事

補

判

事

補

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与との内に扱とみなす。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴い、平成六年度に必要な経費は、約一億四百万円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年十月二十一日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原文兵衛殿

官 報 (号 外)

平成六年十月二十八日 参議院会議録第五号 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

四四

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一二條關係)

附
助

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内

弘とみなす

審査報告書
國會議員の秘書の給与等に関する法律の一部

副検事																
十六号																
十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十九号	二十号	
一一〇、一〇〇円	一一一、一〇〇円	一一五、九〇〇円	一二四、八〇〇円	一二九、五〇〇円	一四五、八〇〇円	一五八、九〇〇円	一九五、八〇〇円	三一七、〇〇〇円	三八八、四〇〇円	四一八、四〇〇円	四五七、八〇〇円	六三七、〇〇〇円	七〇〇円	一三五、九〇〇円	一三四、八〇〇円	一三四、八〇〇円

議院運營委員長

平成六年十月二十八日

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される別表第一及び別表第二の給料表の全部改定等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成六年度において約一億円である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成六年十月二十五日

衆議院議長 土井たか子

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律

参議院議長 原 文兵衛殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正す
る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給 料 月 額
一	一	四九六、一〇〇円
一	二	三五九、六〇〇円
一	三	二八〇、三〇〇円
一	四	四〇八、五〇〇円
一	五	四一四、五〇〇円

(施行期日等)		附 則
1	この法律は、公布の日から施行し、改正後の「戦略」を「一般に、戦術の上位にある概念で、主として軍事力を運用する方策及び術をいう」と定義し、さらに「戦争の発生を抑止するため、また、侵略事態が生起した場合これを排除するため、国の防衛力を造成し、運用する方策を「防衛戦略」という」と定義している。同教範は「教育訓	陸上自衛隊における「防衛戦略」の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年十月五日

別表第一(第三条関係)	二
三	九八七五六四
四	五七一、六〇〇円
三	五六四、四〇〇円
二	五三三、七〇〇円
一	五〇八、七〇〇円
一	五一六、二〇〇円
一	四五七、四〇〇円
一	四八六、一〇〇円
一	四七四、八〇〇円

は、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

陸上自衛隊における「防衛戦略」の定義に関する質問主意書

平成六年十月五日

正敏

参議院議長 原 文兵衛殿

陸上自衛隊における「防衛戦略」の定義に関する質問主意書

私が第百三十回国会で提出した「防衛戦略」に関する「戦略」に関する再質問に対する政府答弁(九四

年八月一二日)は、「防衛戦略」及び「防衛戦略」は、それぞれ一般的な意味で使用されているものであり、防衛戦略において定義されたものがあるわけではない」と述べている。つまり政

府の公式見解は、防衛戦略が「戦略」及び「防衛戦略」を定義していることを否定したことになるが、防衛戦略の公文書の中にこれらを定義したものがある。

「用語集」(陸自教範七一〇四一九一六一一一)

は「戦略」を「一般に、戦術の上位にある概念で、主として軍事力を運用する方策及び術をいう」と定義し、さらに「戦争の発生を抑止するため、また、侵略事態が生起した場合これを排除するため、国の防衛力を造成し、運用する方策を「防衛戦略」という」と定義している。同教範は「教育訓

練に使用する用語の意義を明らかにしてその統一を図ることを目的とし、主として、野外令以下の主要教範類に使用する用語のうち我の運用に関係ある用語について記述する(はしがき)ものである。

また「野外令」(陸自教範一一〇〇一〇一六

〇一)では「防衛戦略」を「我が国の防衛戦略は、有効な防衛力及び日米安全保障体制により、我が国に対する侵略を未然に防止することを基本とするとともに、万一侵略事態が生起した場合には、

独力で、又は米国と共同して努めて早期にこれを排除するにある」(第一編「国家安全保障と陸上自衛隊第三章「国土防衛戦における戦略」第一節「概説」と定義している。同教範は「方面隊及び師団に焦点を当てて国土防衛戦における陸上自衛隊の作戦・戦闘に関する基本的原則を記述し、教育訓練の一般的準拠を与えることを目的」(はしがき)としている。

「教範に関する訓令」(昭和四十年防衛庁訓令第三十四号)によれば、教範は「自衛隊の行動及び教育訓練を適切、かつ、有効に実施するために、部隊の指揮運用、隊員の動作等に関する準拠を示したもの」(第二条)であり、各幕僚長が作成する(第三条)レベルの高い公文書であり、その作成については防衛戦略も報告を受けるところである(第四条)。

従って、防衛戦略において「戦略」及び「防衛戦略」について特段の定義はないとする政府答弁は、食言をも疑わせるものであり、政府の見解を再び問うため、以下質問する。

一 政府は、「用語集」及び「野外令」において「戦略」及び「防衛戦略」に関する定義がなされていなかった事実について知らなかつたのか。

もし政府が右事実を知っていたのかかわらず、先の政府答弁(九四年八月二二日)において答弁しなかつたのであるなら、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成六年十月二十五日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員 阪正敏君提出陸上自衛隊における「防衛戦略」の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 阪正敏君提出陸上自衛隊における「防衛戦略」の定義に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

防衛庁における「戦略」及び「防衛戦略」は、そ

れぞれ一般的な意味で使用されているものであ

り、したがって、防衛庁において定義されたも

のがあるわけではないことは、先の答弁書(平

成六年八月二二日、内閣参質一三〇第三号)で述べたとおりである。

なお、陸上自衛隊の教範である「用語集」及び

「野外令」においては、教育訓練上の必要から用語の一般的な意味等を解説しているものはあるが、「戦略」又は「防衛戦略」に係る防衛庁における定義として設けているものがあるわけではない。

国連海洋法条約に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年十月七日

立木 洋 林 紀子

参議院議長 原 文兵衛殿

国連海洋法条約に関する質問主意書

一九八二年に国連で採択された国連海洋法条約は、今年十一月に発効することになった。この条約は海底の資源開発の他、領海、二百カイリ経済水域の設定、国際海峡の通行権保障など、包括的に海洋に関する問題を規定したものであり、海洋国であるわが国にとって重要な条約である。この条約の発効に当たり、わが国に関する重要な点についてただしたい。

一、国連海洋法条約の発効について

(1) この条約の発効を政府はどのように受けとめるか。

(2) この条約の批准についての作業をどのように予定ですか。

(3) このことと関連して国内法の整備が必要となると思われるが、政府として条約に対応した国内法の整備をどのような分野ですすめようとしているのか。

(4) 政府として条約に対応した関係国との協議をどのように構組みで行うのか。

(5) このことと関連して国内法の整備が必要となると思われるが、政府として条約に対応した国内法の整備をどのように構組みで行うのか。

(6) 政府として条約に対応した関係国との協議をどのように構組みで行うのか。

(7) このことと関連して国内法の整備が必要となると思われるが、政府として条約に対応した国内法の整備をどのように構組みで行うのか。

(8) このことと関連して国内法の整備が必要となると思われるが、政府として条約に対応した国内法の整備をどのように構組みで行うのか。

け日本の漁業にとって非常に重要なと考えるが、政府はどうのように実効性を確保しようとしているのか。

(2) 条約の発効が迫った現在、早急に解決すべき諸問題がある。条約では經濟水域を「二百カイリを超えない範囲」と設定している。これに基づいてわが国は「二百カイリを超えない範囲で排他的経済水域を設定できる。一九七七年に制定された「漁業水域に関する暫定措置法」(昭和五十二年法律第三十一号)では、東經一三五度以西の韓国・中国との間の海域には適用を除外している。今日中国・韓国漁船が日本近海において操業を行い、年々、日本側の規則を無視した無謀な操業・協定違反、漁具被害などが後を絶たず、資源管理上も重大な事態となり、わが国の漁業に深刻な影響を与えていた。今日の韓国・中国の漁船の操業が日本の漁業に与えている事態は、海洋法条約に言う「二百カイリ水域における生物資源の効果的な保存・最適利用の立場から大きく逸脱している」と考えるが、政府はどのように考へるか。

(3) これまで韓国・中国に「二百カイリ経済水域の設定について長期間適用除外してきたのは何故か。今年の国連海洋法条約の発効に当たり、すみやかに「二百カイリ水域の設定を両国に適用すべきではないか。

(4) 国連公海漁業会議は来春から公海での漁業規制に関する国際条約の制定について検討されることになった。二百カイリ不設定の公海での漁業規制が現実化すれば、日本・韓国、中国に面した水域での漁業規制にもつながる。

重大問題となる。この点をどのように受けとめているのか、またそれへの対応について問う。

三、現在の対韓国・中国との漁業協議について
(1) 政府は特に韓国との間の漁業関係の「新たな枠組み」についての努力をこれまでしばしば述べている。しかし日韓実務者協議・日韓検査等を基本としており、新しい仕組みを交渉するという場ではないのではないか。「新たな枠組み」を言うのなら正式な漁業交渉を持つかべきではないか。この点でどう考えるか。

二百カイリ設定についての交渉の予定とその方針について問う。

(2) 世界の沿岸国中、經濟水域または漁業水域のかたちで「二百カイリ」を実施している国は何か国か。また関係国が認めないからと言ふ理由で自らの国について「二百カイリ」を実施していない国はあるのか。

(3) 政府が海洋法条約にいう生物資源の管理の上からも、また、全国の漁業者の「二百カイリ」設定を求める要求を実現させるためにも、まず「二百カイリ」設定の明確に宣言してから関係国との交渉に望むべきではないか。

(4) 竹島に対する日本の領有権は歴史的にも國際法上も明確である。しかし政府は「安全操業確保に努力」を約束しながら、なんら具体的措置をとらず、韓国政府は不法に竹島占拠を続け、その周辺を「領海」として一方的に二カイリの周辺水域から日本漁船を追い出している。竹島周辺水域の漁場確保と安全な操

業を確保するため必要な具体的措置を早急に講ずるべきではないか。

⑤ 二百カイリ線引きの上からも竹島、尖閣列島の領土問題を開拓していくことは不可欠の課題である。韓国の竹島不法占拠、中国の領海法における尖閣列島領有規定に対してどう

対処するのか、交渉することも含めどう前進させていくつもりか問う。

右質問する。

平成六年十月二十五日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員立木洋君外一名提出国連海洋法条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員立木洋君外一名提出国連海洋法条約に関する質問に対する答弁書

について

一九八二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約(以下「海洋法条約」という。)は、国際社会における安定した海洋の法的秩序の確立に資するのみならず、海洋国家としての我が国が国益に沿うものであり、政府としては、海洋法条約が発効する運びとなつたことを歓迎するとともに、海洋法条約を早期に締結したいと考えている。

御指摘の、国内法の整備及び関係国との協議を含め、海洋法条約の締結へ向けて、いかなる準備をどのように進めていくかについては、今後慎重に検討してまいりたい。

二の①について

我が国は、韓国及び中国との間で、それぞれ日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(昭和四十一年条約第二十六号。以下「日韓漁業協定」という。)及び日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定(昭和五十年条約第二十四号。以下「日中漁業協定」という。)を締結し、これらの協定の下で、我が国周辺水域における漁業秩序の維持及び漁業資源の保存に努めているところであり、このような取組は、海洋法条約の想定している生物資源の保存及び最適利用の立場から大きく逸脱しているとは考えていない。いずれにせよ、韓国及び中国との漁業関係については、今後とも生物資源の効果的な保存及び最適利用といった点も踏まえ、適切に対処してまいりたい。

二の③について

漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)及び漁業水域に関する暫定措置法施行令(昭和五十二年政令第二百二十二号)において漁業水域から一定の水域を除外し、また韓国及び中国両国民に対し漁業水域における外国人規制措置の適用除外を行ってきたこと等を考慮したものである。

この水域に漁業水域を設定するとともに韓国及び中国両国民に対し同法を適用することに

講ずるべきではないか。

二の②について

我が国は、韓国との間で、それぞれ日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(昭和四十一年条約第二十六号。以下「日韓漁業協定」という。)及び日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定(昭和五十年条約第二十四号。以下「日中漁業協定」という。)を締結し、これらは、我が国周辺水域における漁業秩序の維持及び漁業資源の保存に努めているところであり、このような取組は、海洋法条約の想定している生物資源の保存及び最適利用の立場から大きく逸脱しているとは考えていない。いずれにせよ、韓国及び中国との漁業関係については、今後とも生物資源の効果的な保存及び最適利用といった点も踏まえ、適切に対処してまいりたい。

二の④について

漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)及び漁業水域に関する暫定措

置法施行令(昭和五十二年政令第二百二十二号)において漁業水域から一定の水域を除外し、また韓国及び中国両国民に対し漁業水域における外国人規制措置の適用除外を行ってきたこと等を考慮したものである。

この水域に漁業水域を設定するとともに韓国及び中国両国民に対し同法を適用することに

講ずるべきではないか。

二の⑤について

漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)及び漁業水域に関する暫定措

置法施行令(昭和五十二年政令第二百二十二号)において漁業水域から一定の水域を除外し、また韓国及び中国両国民に対し漁業水域における外国人規制措置の適用除外を行ってきたこと等を考慮したものである。

この水域に漁業水域を設定するとともに韓国及び中国両国民に対し同法を適用することに

講ずるべきではないか。

三の①及び③について

政府としては、明年以降の日韓漁業関係につき幅広く協議するため、現在、日韓漁業実務者協議を開催しており、このような協議を通じてより良い日韓漁業関係が築けるよう、最大限努力しているところである。

御指摘のようない百海里水域の設定の問題に関しては、我が国と関係国との間のこれまでの漁業関係の経緯、我が国周辺水域への当該関係

問題の解決を図るとの基本的立場に立って、外交

上の経路を通じて今後とも粘り強く問題の解決

を図っていく所存である。

また、尖閣諸島が我が国固有の領土であるこ

とは、歴史的にも国際法上も疑いのないところ

であり、現に我が国はこれを有効に支配してい

る。したがって、中国との間に尖閣諸島の領有

権をめぐって解決すべき問題はそもそも存在し

ていない。

三の②について

政府としては、竹島の領有権に関する日韓両

国間の紛争は、あくまでも平和的手段により問題の解決を図るとの基本的立場に立って、外交

上の経路を通じて今後とも粘り強く問題の解決

を図っていく所存である。

また、尖閣諸島が我が国固有の領土であるこ

とは、歴史的にも国際法上も疑いのないところ

であり、現に我が国はこれを有効に支配してい

る。したがって、中国との間に尖閣諸島の領有

権をめぐって解決すべき問題はそもそも存在し

ていない。

三の③について

政府としては、竹島の領有権に関する日韓両

国間の紛争は、あくまでも平和的手段により問題の解決を図るとの基本的立場に立って、外交

上の経路を通じて今後とも粘り強く問題の解決

を図っていく所存である。

また、尖閣諸島が我が国固有の領土であるこ

とは、歴史的にも国際法上も疑いのないところ

であり、現に我が国はこれを有効に支配してい

る。したがって、中国との間に尖閣諸島の領有

権をめぐって解決すべき問題はそもそも存在し

ていない。

官 報 (号 外)

平成六年十月二十八日 参議院会議録第五号

第二号中正誤
ペジ 段行 誤
二 から 第二号
第六号 正

明治三十五年三月二十一日可

(第三、四号の発送は都合により後日となるため、第五号を先に発送しました。)

発行所
虎ノ門一丁目一番四号 東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
配税
送六円一部
料を含む
別印